

資料2

福島地方労働審議会資料

平成29年度における
労働行政の主な取組について

福島労働局

目次

労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策 …… 1
- 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策 ……10

労働行政の重点施策

- 1 労働基準行政の重点施策 ……22
- 2 職業安定行政の重点施策 ……34
- 3 職業能力開発行政の重点施策 ……48
- 4 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 ……52
- 5 その他の重点施策 ……64

行政運営方針

第2 労働行政の最重要施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策
- ① 原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策

(ア) 監督指導等

原発を管轄する富岡労働基準監督署を中心として、労働局及び県内全ての労働基準監督署が協力して、定期的に監督指導を実施するなどにより、東京電力(株)、元方事業者及び関係請負人に対し、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」に基づく措置の徹底、長時間労働の抑制や基本的労働条件の遵守徹底につき、必要な指導を行う。

特に、元方事業者をはじめとすると現場管理を行う事業者に対し、時間外・休日労働に関する協定届(以下「36協定」という。)の上限時間の短縮をはじめとした現場管理者の長時間労働の抑制について指導するとともに、関係請負人に対し、廃炉に従事する労働者の安全・健康確保及び基本的労働条件の遵守徹底のために事業者が講ずべき具体的な内容について、必要に応じ東京電力(株)と連携しつつ集団的に指導する機会を設定する。

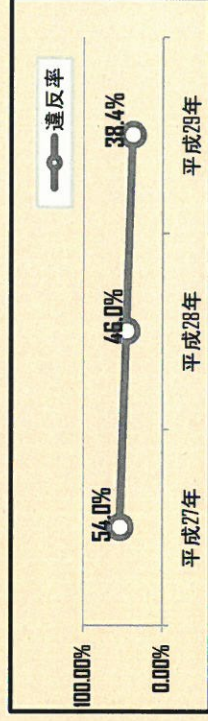
また、昨年設置された「廃炉作業員の健康支援相談窓口」の利用促進を図る。

平成29年度の主な取組

①(ア) 監督指導等

○ 監督指導の実施状況

- ・ 毎月3回以上の監督指導
1～12月 監督指導実施事業者数336事業者、うち、違反事業者数129事業者。違反率は減少傾向。



○ その他の取組

- ・ 東電に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月2日)。
- ・ 元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月2日)。
- ・ 「廃炉・汚染水現地調整会議」への参加(5月16日、7月18日、11月16日、2月6日)。
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」への参加(5月29日、10月12日)。
- ・ 廃炉事業者に対する長時間抑制及び法令遵守指導会(9月5日及び6日に延べ4回)を開催。
- ・ 東電、各元請企業と協力し「廃炉作業員の健康支援相談窓口」の利用促進のため周知広報を実施。
- ・ 5月15日に厚生労働大臣政務官、9月5日に厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官が廃炉作業を視察し、東電に対して安全管理等について指導を実施。
- ・ 11月14日、厚生労働省労働政策審議会安全衛生分科会の委員12名による廃炉作業視察。

第2 労働行政の最重要施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策

① 原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策

(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導

上記ガイドラインに基づき提出される放射線管理計画(※1)及び放射線作業届(※2)の審査を通じ、作業の計画段階において必要な指導を行うことにより安全対策や被ばく対策の徹底を求めらる。

(※1) 工事期間における労働者総数の積算実効線量が1シーベルト(1人・シーベルト)を超えるおそれがあるものを対象

(※2) 労働者の実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのあるものを対象

(ウ) 関係機関等との連携

原子力規制庁、福島県などと連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、当局において実施する各施策について協力を求めらる。

(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導

提出された放射線作業届について、富岡労働基準並びに厚生労働省の担当部署で内容を審査し、さらなる被ばく低減対策の実施等を指導した。4月～1月までの作業届受理件273件

行政運営方針

第2 労働行政の重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
 - (1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策
 - (2) 除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務(以下「除染等業務等」という。)に従事する労働者の労働条件確保及び安全・健康確保対策

(ア) 監督指導等

定期的に監督指導を実施するなどにより、元方事業者及び関係係請負人に対し、被ばく管理を含めた安全・健康確保及び基本的労働条件の遵守徹底につき、必要な指導を行う。

特に、元方事業者に対し、除染作業員の安全・健康確保及び労働条件確保に必要な情報の提供を行うとともに、事業者が講ずべき具体的な内容について、集団的に指導する機会を定期的に設定する。

また、除染等業務に従事する労働者に対し、労働基準関係法や労働条件に関する相談先について、リーフレットの配布等により周知を図る。

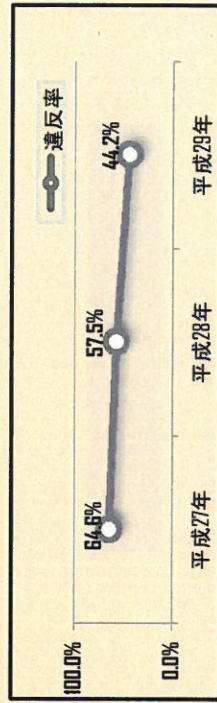
- (イ) 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進
の参加促進
「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加による継続的な被ばく管理の徹底について指導を行う。

平成29年度の主な取組

②(ア) 監督指導等

○ 監督指導の実施状況

1月～12月 監督指導実施事業者数274事業者、うち違反事業者数121事業者。違反率は減少傾向。



○ 監督指導時や集団指導の際に、公表している監督指導結果等をもとに、元方事業者に対し、除染作業員の安全・健康確保及び基本的労働条件確保に必要な情報提供及び事業者が講ずべき具体的内容について周知を図った。

また、リーフレット配布により、相談先について周知を図った。

- (イ) 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

- 除染作業を実施する元請事業者への周知
 - ・各発注機関ごとに設置された安全衛生協議会における参加促進周知
 - ・監督指導時や除染現場パトロール時における除染作業実施事業場への周知
 - ・除染作業が終了する元請事業者に対し、被ばく線量登録管理制度に基づく線量報告の周知指導を実施

行政運営方針

平成29年度の主な取組

(ウ) 関係機関等との連携

環境省福島地方環境事務所、福島県等と連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、当局において実施する各施策について協力を求める。

(ウ) 関係機関等との連携

- ・ 福島地方環境事務所、福島県に対し、「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」(当時)で事故防止を要請(5月29日)
- ・ 除染発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月1日)
- ・ 福島県除染担当職員に対し、除染電離則の説明会を実施(5月25日)
- ・ 平成29年度第1回市町村専門研修会(県主催)において除染電離則の説明会を実施(5月25日)
- ・ 三者(福島労働局、福島地方環境事務所、福島県)合同現場パトロールの実施(6月20日、9月20日、9月29日、12月12日)
- ・ 福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会・講習会(環境省主催)において、労働災害防止について説明(12月8日)

行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策

③ 中間貯蔵施設の建設及び汚染土壌の搬入作業に従事する労働者の労働条件確保及び安全・健康確保対策

中間貯蔵施設や汚染土壌の搬入・搬出現場について、定期的に監督指導を実施するなどにより、元方事業者及び関係係請負人並びに運送事業者に対し、被ばく管理を含めた安全・健康確保及び基本的労働条件の遵守徹底につき、必要な指導を行う。

また、搬入・搬出を行う運送事業者に対しては、交通労働災害の防止を含め必要な指導を行う。

平成29年度の主な取組

○中間貯蔵施設は2施設(大熊町、双葉町)が稼働し、5現場が建設中。4月～1月までに、

- ① 中間貯蔵施設建設工事現場の作業状況
 - ② 中間貯蔵施設の汚染土壌保管場所の作業状況
 - ③ 中間貯蔵施設内の作業状況
- について、安全・衛生管理状況を重点に監督指導を実施。

※ ①から③の監督実件数32件(3件違反)

- ・元方事業者の講ずべき措置
- ・車両系荷役運搬機械の作業計画
- ・フォークリフトの定期自主検査

○福島地方環境事務所、福島県に対し、「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」(当時)で事故防止を要請(再掲)

○労働基準監督署で作業届受理時に審査・指導150件(4月～1月)

※ 主な指導内容

- ・ 作業予定場所の空間線量の測定方法
- ・ 作業場所の記載方法

第2 労働行政の重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策

④ 廃炉作業・除染業務等における違法派遣対策

(ア) 原発作業における違法派遣対策

福島県、福島県警察本部、東京電力㈱など関係機関等による各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、廃炉作業に係る違法な労働者派遣等の疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行う。

また、労働者派遣事業所に対する定期指導において、請負や労働者派遣により、廃炉作業に従事する労働者派遣許可・届出事業主を重点に指導を実施し、偽装請負や違法派遣の防止のための指導、啓発を行う。

1 原発作業における違法派遣対策

① 福島県、福島県警、東京電力など関係機関等による各種会議における偽装請負や違法派遣防止の啓発活動実施

○ 福島第一 原発・暴力団等排除対策現地連絡会総会 (6/19)

○ 東京電力主催「労働条件に関する法令遵守講習会」講師派遣

出席者：347社 465名 (9/5、9/6)

② 違法な労働者派遣等の疑いがある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導実施

③ 原発関係労働者派遣事業主を重点とした定期指導の実施

第2 労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
 - (1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策
 - ④ 廃炉作業・除染業務等における違法派遣対策
 - (イ) 除染業務等における違法派遣対策
環境省、福島県、福島県警察本部、市町村など関係機関による各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、除染業務等に係る違法な労働者派遣等の疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行う。
また、環境省及び市町村から除染業務等を受注している元請事業主に対し、偽装請負や違法派遣の注意を喚起するリーフレットの送付や除染現場事務所への訪問により、下請事業所も含めた除染業務等における適正な請負の実施を要請する。
さらに、上記元請事業主を通して、除染業務等に従事する労働者が抱えている諸問題の問い合わせ窓口を周知するリーフレットを除染業務等に従事する労働者に配布し、それにより違法派遣等にかかる情報を把握した場合には、迅速な調査・指導を実施する。

1 除染業務等における違法派遣対策

- ① 違法な労働者派遣等の疑いがある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導実施
- ② 元請除染現場事務所等への訪問による指導、適正な請負実施の要請実施
 - 福島市除染のJV現場事務所を訪問のうえ指導(9/22)
 - 発注者である福島市(環境部除染推進室)を訪問し、受託事業者に対し、リーフレットを活用した偽装請負の防止等について、周知・啓発を依頼(9/22)

第2 労働行政の最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策

⑤ 復旧・復興工事に従事する労働者の安全・健康確保対策

(ア) 監督指導等

復旧・復興工事を中心に、建設工事現場に対する監督指導等を実施するなどにより、元方事業者及び関係請負人に対し、安全・健康確保につき、必要な指導を行う。

また、建設工事計画届がなされた現場について、実地調査を行うことにより、適正な作業内容の実施に関する指導を行うほか、災害発生件数が多い墜落・転落・災害防止措置の徹底について指導する。

(ア) 監督指導等

○ 監督指導等の実施状況(4月～1月)

復旧・復興工事を含む建設工事現場に対し監督指導を実施した。監督実施事業者数(938事業者)

うち法令違反があった事業者(565事業者)。(違反率60.2%)。

・労災かくし事案について3件書類送検。

・届出のあった建設工事計画届等について実地調査実施(150件)

行政運営方針

平成29年度の主な取組

- (イ) 関係機関等との連携
国交省、環境省、福島県、福島県建設業協会、建設業労働災害防止協会福島支部及び担当局を構成員とする「福島県内工事関係者連絡会議」を開催し、各種情報を共有することにより、効果的・効率的な指導に活用する。
また、「災害復旧・復興工事労働災害防止福島県支援センター」が実施する安全衛生教育について、関係事業者に対し、個別指導等の機会を捉えて積極的に受講を勧奨する。
- (ウ) 元方事業者に対する定期的な集団指導の実施
復旧・復興工事を受注する元方事業者に対し、労働者の安全・健康確保及び基本的な労働条件の遵守徹底に必要な情報の提供を行うとともに、事業者が講ずべき具体的な内容について集団的に指導する機会を定期的設定する。

- (イ) 関係機関等との連携
・ 福島県内工事関係者連絡会議を開催(局及び各署で開催)
・ 復旧復興工事安全衛生確保支援事業福島支センターとの連携(連絡会議5月17日、指導員会議5月19日)
・ 災害復旧・復興工事現場への監督・個別指導や集団指導実施時に左記支援センターが実施する教育等の利用について周知
- (ウ) 元方事業者に対する定期的な集団指導の実施
・ 安全パトロール参加時に労働災害防止及び労働条件確保について指導を実施

第2 労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (2) 復興に向けた就労支援
 - ① 避難県民の帰還のための就労支援の推進
 - (ア) 「福島県雇用対策協定」による福島県との連携支援
福島県との間において、震災及び原発事故による災害からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上を図ることを目的に締結した「福島県雇用対策協定」により、「震災復興の雇用対策」、「働き方改革の推進」などの雇用対策を効果的かつ一体的に取り組む。

(イ) 市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援
避難者が帰還を希望する場合は、関係市町村から寄せられる人材確保・人材育成ニーズを踏まえて事業を進める。

1 労働局と福島県の間で締結した福島県雇用対策協定に基づき、①「震災復興のための雇用対策」、②「働き方改革の推進」の最重点項目と「職業訓練の効果的な実施」他4項目を重点項目とした29年度事業計画を策定し、各項目に係る取組の推進を図っている。

【これまでの主な取組事項】

- ① 福島県雇用対策協定運営協議会の開催
第1回(4月13日)、第2回(7月27日)、第3回(11月28日)、第4回(2月5日)
- ② 経済5団体に対する知事・県教育長・労働局長3者による新規高卒求人早期提出の訪問要請
※12月末求人数 9,273人(前年同期比6.3%増)
- ③ ふくしま大卒等合同就職面接会(8月2日)
※参加企業数268社、参加学生数145名

2 避難者が帰還を希望する場合の就業等を支援する「福島雇用促進支援事業」において、①人材獲得セミナー、各種資格講習等を行う「企業向け雇用確保に係る事業」(8事業)、②職業相談、各種技能講習等を行う「求職者向け就職支援に係る事業」(6事業)、③職場体験実習事業、④合同就職面接会(県内5会場)、職場見学バスツアー(企業向け1回、求職者向け2回)を実施。

3 ふるさと・ふくしま合同就職面接会in東京2017
10月7日、東京交通会館にて開催。(28社、13名参加)

4 ハローワーク富岡と広野町の共催により合同就職面接会を実施。
(事業所10社、求職者47名参加)



ふるさと・ふくしま
合同就職面接会
in 東京 2017

10/7 (土)
13:00-15:00

参加企業数 30社 (職業希望職種別)

求職者数 12名

会場 東京交通会館

主催 富岡市、広野町、ハローワーク富岡、ハローワーク広野

福島広域雇用
促進支援協議会

復興・民生を「雇用」で支える

協議会事務局
福島県労働局
〒960-8501 福島市本町1-1-1
TEL 024-524-2525
FAX 024-524-2525

行政運営方針

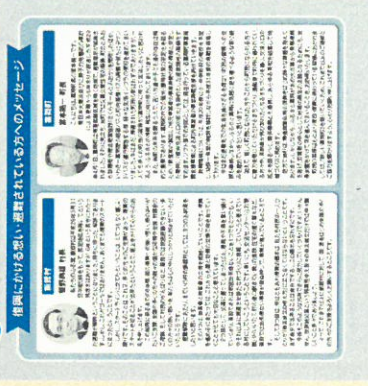
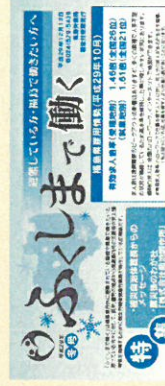
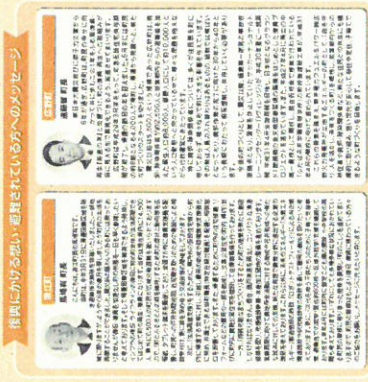
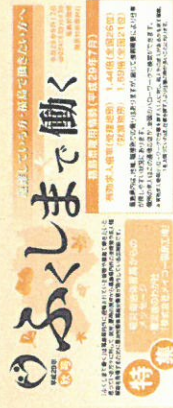
第2 労働行政の重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
 - (2) 復興に向けた就労支援
 - ① 避難県民の帰還のための就労支援の推進
 - (ウ) 避難者に対するハローワークにおける職業相談
引き続き避難者専門の職業相談員を県内ハローワークに配置し、個別のニーズに合わせた就労支援の情報提供などきめ細やかな支援を行い、市町村からの要望を踏まえて、被災12市町村への出張相談などを行う。
 - 県内外の避難者に対し、福島県内の雇用情勢や就労支援事業に関する情報等を発信する「ふくしまで働く」を年4回(計266,000部)発行し、福島県内への帰還及び就職の支援を行う。

- (エ) 被災地の人材確保のための福島相双復興官民合同チームとの連携
 - 福島相双復興官民合同チームと人材確保等に係る情報共有、連携を図り、被災事業者等を対象とした人材マッチング等により、避難住民の帰還に向けた支援を実施する。

平成29年度の主な取組

- 1 県内4所(福島、平、郡山、相双)に職業相談員(帰還者支援分)を配置し、福島帰還(希望)者等に対し、担当者制による個々のニーズに応じたきめ細やかな就職支援を実施している。
- 2 県内外の避難者全世帯に対し、福島県内の雇用情勢や就労支援事業に関する情報等を発信する「ふくしまで働く」を発行。(季刊紙、各号66,500部発行)
- 3 公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)との連携により、被災事業者の事業再開に向けた人材確保支援の実施。
- 4 労働局ホームページへ、復興に向けた就労支援や復興イベント情報等を掲載した「復興支援特設サイト」を開設。



第2 労働行政の最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(2) 復興に向けた就労支援

② 人材不足分野・地域における労働力確保対策(建設業、医療福祉等)

ハローワーク郡山に「人材確保対策コーナー(仮称)」を設置し、福祉分野、建設分野等人手不足が顕著な職種の人材確保支援の総合専門窓口として運営する。

また、福島県建設業協会と連携し、会員事業所への雇用管理改善の必要性及び各種助成金制度の周知を行い、雇用環境の向上を図る。特に、「福島県建設業担い手確保・育成検討会」(福島県、教育庁、福島大学、建設業関係団体等)において、関係行政機関及び建設業関係団体との連携を図り、若年労働者の人材確保・育成に向けた協力体制の整備と、既存訓練施設と連携した教育訓練体系の構築を検討していく。

福島県、(社)福島県社会福祉協議会、福祉人材センター及び(公財)介護労働安定センター・福島支所等との連携により、福祉関係の就職面接会や福祉関係セミナーを開催する。

「ナースセンター・ハローワーク連携事業」により、ハローワーク福島において、看護師等の求職・求人情報の相互共有を図り就職促進を実施する。

1 ハローワーク郡山に設置した「人材確保対策コーナー」において、企業に対する訪問、電話等による充足支援フォローアップを実施するとともに、専門の相談員による担当者制等のマッチング強化を図っている。 ・4月27日 業界団体との意見交換会

2 業界団体(警備業協会)のイベント(セキュリティジョブフェア2017)開催にあたり、後援・周知を行う等の連携した取組を実施した。

3 県・関係機関と、雇用改善に関する施策や取組等の情報共有、雇用管理改善の推進を図ることを目的とした「平成29年度福島県建設雇用改善推進対策会議」(6月21日)を開催。

4 建設人材確保プロジェクト実施安定所(郡山所)において、労働力確保対策としてミニ面接会を実施。また「復興推進(建設関連)求人一覧表」を全国の12労働局に提供し建設求人への充足を図っている。

5 福祉の人材確保にかかると、県、関係団体等のネットワークを構築し、施策の相互理解、情報共有、具体的な連携事項を協議することを目的とした「福祉人材確保推進協議会」(6月16日)を開催。

6 県、ナースセンター並びに労働局及びハローワークが看護師等の情報を共有化し、事業主の求人充足に向けた支援を実施することを目的とした「ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議」(6月16日)を実施。

7 福島県社会福祉協議会主催「福祉の職場合同就職説明会」に共催し、各会場にハローワーク相談コーナーを設置。

第1回(会津若松会場)7/1、いわき会場7/8、郡山会場7/23、福島会場7/29)

第2回(郡山会場)1/13、福島会場2/4)

8 東日本大震災及び原発事故により深刻化している福祉・介護人材の不足の解消を図るための施策を総合的・効果的に実施することを目的とした「平成29年度第1回福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」(7月28日)に出席。

9 介護分野の人材確保及び定着を図るために関係機関のネットワークを構築し、相互の施策、事業に対する理解促進、情報交換・共有、役割の分担の検討等、介護のあり方を検討する「平成29年度第1回福島県介護労働懇談会」(8月22日)に出席。

10 介護の日(11月11日)の前後を「介護就職デー」と称し、県内のハローワークにおいて面接会(11カ所)・施設見学会(5施設)を実施。(10/31～11/29)

・参加企業のべ110社、参加者数325人、就職者数36人(12月末現在)

11 医療機関等の看護職員の確保、潜在看護職の活用並びに離職防止を図るために必要な諸事項について協議する「福島県ナースセンター事業運営委員会」(2月5日)に出席。

第2 労働行政の最重要施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(2) 復興に向けた就労支援

③ 若者の雇用対策

復興・再生のためには、若者の県内就職の促進と定着が重要な課題である。

(ア) 総合的かつ体系的な若年者雇用対策の推進

若者が次代を担うべき存在として活躍できる環境整備を図り、就職準備から就職活動、就職後の職場定着支援に至るまでの対策を福島県及び関係機関と連携の下で推進する。

(イ) 新規高卒者等に対する就職支援

i) 福島県高等学校就職問題検討会議や福島県新規高卒者就職促進対策会議等において福島県、福島県教育委員会の関係機関や経済団体等との連携を図る。

ii) 高卒求人への早期確保のため、ハローワークによる計画的な求人開拓や労働局幹部・福島県・福島県教育委員会が経済団体や事業所に対して早期の求人提出を要請する。

iii) 学卒ジョブサポーターが学校の進路指導担当者と連携し、就職準備から就職活動の支援及び就職後の安易な早期離職防止を図るため、新規学卒就職者及び就職内定者(新入社員を含む)への職場定着支援を積極的に行う。

1. 総合的かつ体系的な若年者雇用対策の推進

(1) 福島県及び各機関との連携

平成28年3月に締結した「福島県雇用対策協定」に基づき、若年者の雇用対策について、県と協力して様々な支援事業を行った。

①「福島県新規高卒者就職促進対策会議」への参加(年3回開催。4月25日、7月21日、11月27日実施済み。早期離職防止を図るため新入社員フォローアップを県・局それぞれで強化することを打合せ、実施継続中)

②「福島県高等学校就職問題検討会議」の開催。(3月23日。県、教育委員会、学校関係者、各経済団体等による新規高卒者の就職に関する申し合わせ事項の協議、策定)

③県知事、労働局長、教育長3者による主要経済5団体へ求人確保のための訪問要請(5月17日、5月24日)

④大卒等面接会の共同開催(8月2日)(12月16日、12月23日)

⑤新規高卒者等就職面接会の共同開催

(10/20いわき、10/23福島、10/24会津若松、10/27白河、11/1郡山)

(2) 学卒ジョブサポーターによる就職支援等

①各高等学校に向向いての職業講話の実施(随時)

②ジョブサポーターによる求人開拓(随時)

③高校内外での企業説明会の実施

④高校進路指導部へ出向いての生徒の応募状況・就職状況の確認(計画的に実施)

※平成30.3卒業予定者の就職内定率内定率

(12月末現在)・・・95.6%(前年同月95.3%)

就職内定者の県内比率 74.7%

⑤平成29年3月新規卒業者に対して、訪問による職場定着支援(職場での悩み・不安を傾聴し、安易な離職を防止するためのアドバイスを行う)の実施(計画的に実施)

※12月末現在職場定着支援件数(全所計)1,575件

※高卒就職者の1年目離職率の推移

・24.3卒(23.7%)、・25.3卒(21.9%)、

・26.3卒(21.0%)、・27.3卒(18.7%)、

・28.3卒(18.3%)

行政運営方針

第2 労働行政の最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(2) 復興に向けた就労支援

③ 若者の雇用対策

(ウ) 新規大卒者等に対する就職支援

新卒応援ハローワークは、大学等と連携を図り入学時からセミナー等により、職業意識の醸成、就職活動支援、内定後のフォローアップ等、段階的な支援を行う。特に、平成28年度卒業・修了予定者から適用される就職・採用活動開始時期の変更に伴い、未就職卒業生が増加することがないよう未内定学生への集中的な就職支援を行う。

平成29年度の主な取組

(3) 新規大卒者等に対する就職支援

・各大学等との連携を密にし、定期的に大学キャリアセンターを訪問しての職業相談(各所週1回以上)、各種セミナー・職業講話の実施、

(職業相談(12月までの累計)全所計504人、各種セミナー等実施回数(12月までの累計)全所計37回)

その他既卒未内定者への個別窓口相談を積極的に実施している。

・大卒等就職面接会の開催(8月2日)

* 参加企業数268社、参加学生数145名

・年度後半の大卒等就職面接会の開催(12月16日、12月23日)

* 参加企業数116社、参加学生数71名(2会場計)

・既卒者等に対する職業相談・職業紹介。

行政運営方針

第2 労働行政の重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(2) 復興に向けた就労支援

④ 職業訓練の推進等

福島県及び独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構福島支部(以下「機構福島」という。)と連携し、人材育成の必要性が高い建設、介護分野における職業訓練を実施することにより、資格取得人材の確保に努める。

求職者支援訓練及び公共職業訓練(離職者訓練)においては、介護分野で介護職員を養成する訓練コース、建設関連分野で震災対策特別コース(求職者支援訓練)、建設人材育成コース(委託訓練)、震災復興訓練(施設内訓練)を設定し、求職者の受講あっせん及び訓練修了後の集中的な就職支援を行う。

平成29年度の主な取組

1. 福島県及び機構福島との連携「公的職業訓練運営担当者会議」の開催
4/25、6/9、7/21、10/25、1/31の5回開催
2. 求職者支援訓練(12月末現在)
 - ◎基礎コース
開講11コース、定員164人、受講者89人、充足率54.3%
 - ◎実践コース
開講23コース、定員296人、受講者170人、充足率57.4%
うち建設関連分野
開講7コース、定員70人、受講者46人、充足率65.7%
3. 公共職業訓練12月末現在)
 - ◎委託訓練
開講94コース、定員1,320人、受講者1,151人、充足率87.2%
うち介護分野
開講10コース、定員164人、受講者94人、充足率57.3%
うち建設分野
開講3コース、定員31人、受講者18人、充足率58.1%
 - ◎施設内訓練
開講45コース、定員621人、受講者524人、充足率84.4%
うち建設分野
開講12コース、定員195人、受講者196人、充足率100.5%

第2 労働行政の最重要施策

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(1) 働き方改革の推進

① 過重労働解消に向けた取組の推進

36協定の受付窓口において長時間労働の抑制を指導するとともに、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労働請求が行われた事業場の全数に対して監督指導を実施することにより、長時間労働の抑制や医師による面接指導の実施について徹底を図る。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。

また、事業場における自主的な長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を図るため、衛生委員会等の活用を促すとともに、小規模事業場に対しては、働き方・休み方改善コンサルタントや産業保健総合支援センターが実施する研修や窓口相談等の活用による長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を勧奨する。

① 過重労働解消に向けた取組の推進

・労基署へ届出のあった36協定の内、1か月当たり80時間を超える時間外労働が可能なるものを届け出た事業場に対し自主点検を毎月実施。

・上記自主点検の結果、時間外・休日労働が、1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び過労死等に係る労働請求が行われた事業場等に対し監督指導を実施した。

・1月末時点における監督実施件数

時間外・休日労働が100時間超と考えられる事業場・・・227事業場

時間外・休日労働が80時間超100時間以下と考えられる事業場・・・209事業場

過労死等に係る労働請求があった事業場・・・11事業場

・監督指導においては、長時間労働の削減、医師による面接指導の実施などを重点に指導を行った。

更に、事業場における自主的な長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を図るため、衛生委員会等の活用を指導した。

・自主点検時に、働き方・休み方改善コンサルタントの活用促進のリーフレットを郵送し利用勧奨を行った。

・違法な時間外労働を行わせた1事業場を書類送検。

② 過重労働解消キャンペーン期間の取組

・過重労働解消相談ダイヤルの開設(10月28日)

・福島労働局長によるベストプラクティス企業へ職場訪問(11月22日)

・過重労働が疑われる事業場に対する重点監督の実施

・過労死等防止対策推進シンポジウムの開催(12月2日)

第2 労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(1) 働き方改革の推進

② 働き方改革・休暇取得促進

仕事と生活の調和の実現に向け、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、福島県及び「福島県魅力ある職場づくり推進会議」構成団体と連携し、引き続き、労使団体への要請、県内の有力企業トップへの働きかけ、「福島県魅力ある職場づくり特設サイト」を活用した企業の先進的取組事例等に関する情報発信等を行う。

また、年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い業種を中心に、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用等により「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発、労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施する。また、改善に取り組む中小企業に対する助成を行う。



平成29年度
県内企業のお取組み
ご紹介

魅力ある
職場づくり
企業訪問

ベストプラクティス
企業訪問

ユースエール
認定企業



1. 県内にイクボスを増やす取組を加速化するため、局長、経済4団体の長及び県知事による「新生ふくしま」イクボス宣言促進協定を4月5日に締結。
くるみん認定等取得企業に対し、イクボス宣言勲章を実施。宣言企業については当局「福島県魅力ある職場づくり特設サイト」に掲載。
○イクボス宣言企業 41社(29.3.31現在) → 161社(30.1.26現在)
2. 局長より労使団体に対し、働き方改革・夏の生活スタイル変革(ゆう活)を含む「魅力ある職場づくり」への取組について周知啓発を文書により依頼。
○要請先 県・東北経産局・使用者団体・労働組合
3. 局長及び局幹部が県内の主要企業トップ(各地区労働基準協会幹部企業等)を訪問し、「魅力ある職場づくり」への取組について文書要請(県知事との連名)。
○要請企業数 20社(うち2社は県幹部が同行し、県の施策も説明)
4. 上記要請企業の「魅力ある職場づくり」に係る取組を当局HPのトップページに専用サイトを開設し紹介。
○掲載企業数 19社
5. 局長、東邦銀行頭取による「ふくしま『魅力ある職場づくり』包括連携協定」を7月26日に締結し、地域企業の働き方改革や生産性向上・地域創生のための取組を連携して実施。
6. 労働時間、休日や年休取得促進の改善のためコンサルティングを希望する企業に対し、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングを実施。
○訪問企業数 53件 ○コンサルティング 13件
7. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」を開催し、周知啓発を実施。
○7月10日 いわき市 ○7月18日 郡山市
○7月25日 会津若松市 ○8月 3日 福島市
8. 「福島県魅力ある職場づくり推進会議」(第3回)を12月19日に開催し、「福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項(2017年)」を取りまとめ。
9. 働き方改革等を推進するため、局長、福島県社会保険労務士会(県社労士会)会長による「新生ふくしま」人を大切にする企業づくり』『魅力ある職場づくり』推進連携協定」を1月24日に締結。「働き方改革」を含む県社労士会との連携協定の締結は、全国初。)本協定に基づき、同日、共同宣言を行い、県民に発信するとともに、業務検討会設置などを実施。

第2 労働行政の最重点施策

- 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策
 (2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善
- ① 福島県正社員転換・待遇改善実現プランに基づく施策の推進
 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進のため、平成28年度～平成32年度の5か年間の計画として「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定し、平成28年度を初年度として取り組んでいる。

② 非正規労働者への雇用対策の推進(正社員希望者に対する就職支援等)

正社員に重点を置いた求人開拓及び非正規雇用求人への正社員求人への転換働きかけとの連携等により、正社員求人の確保を図る。

また、不本意ながら非正規雇用で働く者の正社員転換を事業主に働きかけるとともに、非正規雇用であった求職者に対して正社員求人へ応募するメリットを説明し、担当者制等による極め細やかな職業相談や応募書類の作成指導等に取り組む、積極的なマッチングを図る。

1 「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成28年3月策定)により、平成29年度目標の安定所による正社員就職・正社員転換数18,307人、安定所における正社員求人数を84,040人として、正社員就職等の実現に向けた取組を推進。

○正社員求人数(平成29年12月末現在)

正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により、63,917人分の受理。

* 目標進捗率 76.1%(63,917/84,040)

○正社員就職件数(同上)

正社員求人へ応募するメリットの説明や担当者制や応募書類の作成指導等のきめ細やかな職業相談の取組等により、13,143人が就職。

○キャリアアップ助成金を活用して有期契約から

正規雇用等に転換した労働者数

215人(平成29年12月末現在)

* 目標進捗率 73.0%(13,358/18,307)

【参考】平成28年度

○求人数・実績85,215人(目標84,040人)

○就職・転換数・実績17,997人(目標18,307人)

第2 労働行政の最重点施策

- 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策
 (2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善
 ③ 人材確保に向けた雇用管理改善等

人材確保のためには、人材不足分野における事業主自身が職場自体の魅力アップ(雇用管理改善)を通じて、労働者の募集と職場定着を図ることが重要であることから、労働局・ハローワークによる啓発運動等様々な機会を捉えて雇用管理改善を推進する。
 併せて、キャリアアップ助成金の積極的な活用促進等により、非正規雇用労働者のキャリアアップのための職場環境を整備し、非正規雇用労働者の雇用の安定、人材育成、処遇改善等を図る。

1 ハローワークにおいて求人受理事時や事業所訪問時等に雇用管理改善の普及・啓発の助言指導を実施。

○求人充足サービスと連動した雇用管理改善の実施。

○キャリアアップ助成金、職場定着支援助成金等を活用した雇用管理改善の助言指導を実施。

- ・キャリアアップ助成金 164件(229件)
 - ・職場定着支援助成金 51件(29件)
 - ・キャリア形成促進助成金 221件(154件)
 - ・人材開発支援助成金 35件(-件)
 - ・建設労働者確保育成助成金 1,251件(1,497件)
- ※平成29年12月末支給決定件数(前年同月実績)

2 【委託事業】人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業(啓発実践コース:建設分野)の実施。

- (1) 株式会社労働調査会に委託。
- (2) 啓発実践推進委員会を6月15日、9月28日に開催。
- (3) 雇用管理アドバイザーによる雇用管理改善の個別相談支援を17社で実施。
- (4) 雇用管理改善取組事例集を作成、配付。

3 【委託事業】介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業の実施。

- (1) 公益財団法人介護労働安定センターに委託。
- (2) 雇用管理改善企画委員会を4月26日、11月2日、1月15日に開催。
- (3) 先進事業所モデル調査を2社で実施。
- (4) 地域ネットコミュニティ構築による雇用管理改善の実践取組を県内の4地域(県北・相双地域の5社、県中・県南地域の5社、会津地域の5社、いわき地域の6社)で計21社により実施。
- (5) 雇用管理改善導入事例集を作成、配付。
- (6) 経験交流会を2月13日に開催。

行政運営方針

第2 労働行政の最重要施策

- 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策
- (3) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援
対策の推進

① 女性の活躍推進

男女がともに活躍できる職場環境整備のため、女性の活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の活躍・両立支援総合サイトへの情報公表を働きかけるとともに、「えるぼし」認定申請に向けた取組を推進する。

また、女性の活躍推進に取り組む事業主を支援するため、女性の活躍推進加速化助成金を活用する。

さらに、事業主を対象としたセミナーを開催し、女性の活躍推進、妊娠・出産等に係る女性労働者の雇用管理及び仕事と家庭の両立支援制度等について周知啓発を図る。

平成29年度の主な取組

1. 女性の活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の義務企業(労働者数301人以上)に対する提出および公表の確実な実施(未提出企業に対する指導等)。
○ 提出状況 対象企業147社中147社
(提出率100%)
2. 女性の活躍推進法に基づく事業主認定(えるぼし認定)制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施。
3. 女性の活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業所について、「えるぼし」認定制度の認定に向け、申請に向けた勧奨文を送付し併せてチェックリストによる自己点検を依頼した。また、申請に興味のある事業所については個別に訪問するなど取組促進への支援を行った。

勸奨文発送事業所 157社
訪問事業所 7社
えるぼし認定企業 1社(30.1.31 認定通知書交付式実施)

3. 女性の活躍加速化助成金の活用について、前記の局幹部による企業訪問において助成金に関する資料を交付、利用勧奨を実施。

この他、各種会合で説明、資料配布を実施。
また、上記助成金資料については当局HPにも掲載。

4. 下記日程で開催した「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」において、女性の活躍推進法について周知啓発を実施。

○7月10日 いわき市 ○7月18日 郡山市
○7月25日 会津若松市 ○8月 3日 福島市



第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(1) 労働条件の確保・改善対策

重点対象を定めて監督指導を実施することにより、労働基準関係法令や基本的労働条件の遵守徹底及び労務管理体制の確立及び定着を図る。特に、以下の特定の分野における労働条件の確保・改善対策を推進する。

また、解雇、賃金の支払等に関する申告事案については、当該労働者の置かれた状況に意を払い、その早期の解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図る。

・監督指導や集団指導などあらゆる機会を通じて、基本的労働条件の確立について指導を実施（4月～1月までの監督指導件数1259件、集団指導件数84件）。

・解雇、賃金不払等に関する労働者からの申告について、4月～1月まで644件受理し、547件解決。

・学生に関し、大学等での労働法制セミナーを実施、その際に出張相談も併せて実施し、学生アルバイトに係る実情を把握。

(ア) 自動車運転者

過重労働による健康障害防止対策の徹底を主眼とした福島運輸支局との合同監督・監査を実施するなどにより長時間労働の抑制や労働基準関係法令等の遵守の徹底を図る。

また、道路貨物輸送事業については、運送事業者、荷主、行政等の関係者からなる「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」において、長時間労働の抑制や取引環境の改善に向けた環境整備に取り組む。

(ア) 自動車運転者

① 過重労働による健康障害防止対策の徹底を主眼とした監督指導を実施（福島運輸支局との合同監督を含む）。

② 荷主等を含む関係団体に対する集団指導等にて労働基準関係法令等についての周知を実施。

③ 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」で実施を承認したトラック運転者の長時間労働等の問題点・課題等を改善するための実証実験（パイロット事業（委託事業））を実施。

※第9回協議会にて結果報告がなされる予定。

行政運営方針

平成29年度の主な取組

第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(1) 労働条件の確保・改善対策

(イ) 技能実習生

県内の技能実習生については、震災により減少したものの近年増加傾向にあり、平成28年10月末現在で2,229人と震災前を上回る状況になった。技能実習生については、全国的に悪質な労働環境も認められることから、雇用する事業場に対して重点的に監督指導を実施する。

また、出入国管理機関との相互通報制度の確実な運用及び技能実習法に基づき新設される外国人技能実習機構との適切な連携を行う。

(ウ) 建設労働者

建設労働者の労働条件確保・改善に向け、地場建設店社に対する監督指導を実施する。

(イ) 技能実習生

- ① 技能実習生を雇用する事業場に対しての監督指導の実施。
- ② 出入国管理機関との相互通報の実施。

(ウ) 建設労働者

労働条件確保・改善に向け、地場建設店社に対する監督指導の実施。

第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(2) 最低賃金制度の適切な運営

福島地方最低賃金審議会の円滑な運営を図るとともに、最低賃金額の改定等について広く周知する。また、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種を重点とした監督指導を行い最低賃金の遵守徹底を図る。

① 7月4日福島地方最低賃金審議会に最低賃金引上げについて諮問後、中央最低賃金審議会の目安額を参考に審議を重ねた結果、最低賃金726円を22円引き上げ748円に改正し10月1日発効。

② 改正最低賃金について、県・市町村、事業者団体(計457団体)、JR各駅及び金融機関へ周知広報の協力依頼。

③ 福島労働局最低賃金PR用キャラクター「サイちゃんKun」を用いた周知。

第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

① 転倒災害防止と交通労働災害防止の取組

すべての業種で災害が多発している転倒災害と交通労働災害(いずれも通勤災害を含む。)を減少させるため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」や「転ばないでね! 転倒災害防止対策」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組の実施につき、関係団体と連携して各企業に要請する。

- ・各労基署で地区労働基準協会が開催する全国安全週間説明会において、転倒災害防止と交通労働災害防止について取組を要請。

< 転倒災害防止 >

- ①「STOP! 転倒災害プロジェクト」「転ばないでね!」のリーフレットを各労基署に配布し、安全パトロールや各種指導界に合わせて取り組みを要請。
- ②第12次労働災害防止計画の目標達成に向けて、「労働災害防止のための取組について(要請)」を123の業界団体に実施。(8月1日)
- ③「転ばないでね!」リーフレットを更新作成し、各災害防止団体、業界団体に送付し、転倒災害防止を要請。(12月11日)

< 交通労働災害防止 >

交通関係団体等との間で下記の事項を実施

- ①陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島支部 事務局長・災害防止指導員(10人)会議での情報交換と指導員による事業場指導時の指導要請事項について説明。
- ②(独)自動車事故対策機構福島事務所・運行管理者等一般講習においてガイドライン等を説明(上半期3回実施)。

労基署の集団指導等の際、「交通労働災害防止のためのガイドライン」リーフレットを活用し、取組を要請。

第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

② 災害多発業種に対する取組

中長期的にみて労働災害の減少傾向が見られない建設業、製造業、陸上貨物運送事業及び第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)を重点業種とする。

(ア) 建設業

建設工事現場における墜落・転落災害防止対策の推進のため、「足場からの転落・転落災害防止総合推進要綱」に定められたハーネス型安全帯使用への移行などの「より安全な措置」等の取組の実施につき、関係団体、業界団体と連携し、幅広く周知を図る。

(イ) 製造業

災害が多い食料品製造業を重点に、加工用機械による災害防止に向けたリスクアセスメントの実施、機械の本質安全化の周知を図り、はさまれ・巻き込まれ災害の防止に努める。

(ア) 建設業

- ・ 局長・福島市長合同で福島体育館・武道館新築工事現場について安全パトロールを実施(6月19日)
- ・ 建設関係団体に対し「熱中症予防対策の徹底について」(6月1日)を要請。
- ・ 福島県内工事関係者連絡会議を開催(6月13日)、ハーネス型安全帯への移行に向け協力を要請
- ・ 公共工事発注機関ごとに請負業者が組織している、工事安全協議会において安全指導を実施(福島河川国道事務所事故防止協議会、前橋林業土木協会、県土地改良建設協会で実施)

- ・ 10月から12月までの間を、第12次労働災害防止計画の目標達成のための中取組期間に定め、業界団体に災害防止の取り組みを要請(10月11日)すると共に、各労基署において安全パトロールを実施

(イ) 製造業

- ・ 第12次労働災害防止計画の目標達成に向けて、「労働災害防止のための取組について(要請)」を各業界団体に実施(8月3日)
- ・ 食料品製造業機械により災害が発生した事業場に対して監督・個別指導を実施 98件
- ・ 10月から12月までの間を、第12次労働災害防止計画の目標達成のための中取組期間に定め、業界団体に災害防止の取組を要請(10月11日)

第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

② 災害多発業種に対する取組

中長期的にみて労働災害の減少傾向が見られない建設業、製造業、陸上貨物運送事業及び第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)を重点業種とする。

(ウ) 陸上貨物運送事業

「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「荷役作業の安全対策ガイドライン」の内容につき、関係団体と連携して周知を図りつつ、個々の事業場に対し監督指導等を実施し遵守徹底を図る。また、労働災害防止の取組の実施につき、荷主に対する協力を要請する。

(工) 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)

業界団体に対して、安全衛生情報の提供、安全衛生研修会の実施を要請するとともに、個々の事業場に対し転倒災害、交通労働災害及び腰痛災害の防止を図るため、監督指導等を実施する。

また、小売業で多店舗展開する企業、複数の社会福祉施設を展開する法人の本社・本部に対し、全店舗・施設の安全衛生水準向上を図るための取組を実施するよう指導する。

② 災害多発業種に対する取組

(ウ) 陸上貨物運送事業

- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島支部と連携し、同支部災害防止指導員に情報提供し事業所指導に協力。
- ・ 「陸上貨物運送事業における重大災害防止」のリーフレットを個別指導時に配布し、災害防止の取組を要請。

(工) 第三次産業

- ・ 福島労基署と共同でイオン福島店の労働局長安全パトロールを実施(10月24日)
- ・ 各労基署で大型商業施設(ショッピングモール等)に対し災害防止の取り組み要請を実施(4施設)
- ・ 転倒災害、腰痛災害を発生させた事業所に対し「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」リーフレットにより指導を実施。
- ・ 県社会福祉協議会主催の「社会福祉法人事務長等研修会」に担当者を派遣し災害防止の指導を実施(7月11日)
- ・ 腰痛災害を発生させた、医療保健業者、社会福祉・介護事業者に対し、厚生労省委託事業「腰痛予防講習会」(8月25日)への参加を要請

第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(3)労働者の安全と健康確保対策の推進

③化学物質による健康障害防止対策

化学物質対策5か年計画に基づき、監督指導を実施し、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底を図る。

また、昨年改正された労働安全衛生法の普及・定着のため、集団指導等によりラベル表示と安全データシート(SDS)の入手・交付の徹底のほか、化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの実施及びリスク低減対策の実施をするよう指導する。

③化学物質による健康障害防止対策

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの実施促進、容器等へのラベル表示と安全データシートの活用推進のため、リーフレットを使用して、集団指導時に周知啓発を実施。
- ・ 新たに健康障害防止措置が義務づけられたオルトートルイジン、三酸化二アンチモンについて、リーフレットにより健康障害防止措置の実施を当該物質取扱い事業所に指導。
- ・ 特定の吸引性有機粉じんによる肺疾患について、実態調査を実施（製造1社、取扱い5社）
- ・ 化学物質を使用する事業所に対し監督指導を実施（平成25年度から5か年計画で実施中。）

第3 労働行政の重点施策
2 労働基準行政の重点施策

(3)労働者の安全と健康確保対策の推進

④職場におけるメンタルヘルス対策と健康管理対策の推進

ストレスチェック制度の未実施事業場に対し、その速やかな実施に向けて監督指導等を実施する。

また、メンタルヘルス対策の未実施事業場に対し、福島産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策支援事業の活用を勧奨するなど、事業場におけるメンタルヘルス対策の実施率の向上を図る。

健康診断実施後の有所見者に係る医師の意見聴取及び事後措置等の実施について周知を図り、労働者の健康管理対策の推進を図る。

- ・ ストレスチェック結果報告未提出事業場に対し各労基署よりストレスチェックの実施について指導を実施した。
(H29. 7. 25現在、福島県内の労働者数50人以上の事業場の結果報告の提出率92. 1%)
- ・ メンタルヘルス対策の実施促進のため、事業場の監督・個別指導時に取組状況を確認し、福島産業保健総合推進センターの活用について周知を実施した。
- ・ 各種の指導の機会をとらえて、健康診断実施後の有所見者に対する事後措置の取組促進を指導した。
- ・ 福島県医師会主催の産業保健推進会議に出席し意見交換を実施。
(11月29日)

第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

⑤石綿健康障害予防対策

解体工事等に関する情報を地方自治体と共有した上で、「石綿障害予防規則及び技術上の指針」に基づき、石綿粉じん飛散防止措置等について指導を行う。

また、製品に石綿が含まれていることを知らずに廃棄・転売することの防止や、過去から使用している製品についての石綿含有の確認実施についてリーフレットによる周知徹底を図る。

⑤石綿健康障害予防対策

- ・ 解体工事現場について、再生砕石への石綿購入防止のため、地方自治体と合同で安全パトロールを実施。(全労基署)
- ・ 吹付け石綿含有建築用仕上塗材について解体マニュアルの改訂周知と石綿規則を順守した解体作業について、周知指導を実施。

第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

⑥ 職業性疾病等の予防対策

(ア) 熱中症予防対策

廃炉作業、除染作業及び建設業の発注者及び元請に対して、夏場を迎える前から、熱中症予防に関する注意喚起を図るための文書要請を行う。また、これらに対する夏場の監督指導等において、熱中症予防対策の徹底を指導する。

その他の高温環境下で作業を実施する事業主に対し、関係団体、事業者団体を通じて熱中症予防対策を周知し、その徹底を図る。

(イ) じん肺予防対策

第8次じん肺障害防止総合対策の最終年度を迎え、鑄物業やアーク溶接作業における発じん防止対策等の進捗状況を確認し、引き続き指導する。

(ア) 熱中症予防対策

・ 公共工事発注機関、災害防止団体等に対して熱中症予防対策の徹底について文書で要請。(6月1日)

・ 富岡労働基準局において1F廃炉作業における熱中症予防の取組を東京電力及び廃炉作業請負事業者に文書により要請

・ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(全国版)、「熱中症をふせごう」(福島労働局作成)リーフレットを使用し、各署を通じて広く熱中症の注意喚起、予防対策の取組を周知。

(イ) じん肺予防対策

・ 第8次じん肺総合対策に基づき、対象となる鑄物業やアーク溶接作業実施事業場に対し指導を実施。

第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

⑦ 治療と仕事の両立支援の推進

治療と職業生活の両立支援について、産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知広報を行う。

⑧ 安全衛生優良企業公表制度の周知

安全衛生優良企業公表制度の周知啓発を図り、より多くの企業の安全衛生活動の取組み推進と、認定申請勧奨に努める。

⑦ 治療と職業生活の両立支援について、安全週間・衛生週間の準備説明会等の指導の機会をとらえ、ガイドラインの周知広報を実施。

⑧ 安全週間・衛生週間の準備説明会等の指導の機会をとらえ、安全衛生優良企業公表制度の周知を行った。

第3 労働行政の重点施策

2 労働基準行政の重点施策

(4) 労災補償対策の推進

労災保険給付の請求に対し、迅速・適正な決定に万全を期し、長期未決事案の発生防止に努める。また、相談者等に対する丁寧な説明や申請者に対する処理状況の連絡等の実施を徹底する。

また、廃炉作業や除染業務等に従事する者は、全国から来県しており、被災後には帰郷しているケースも多くみられることから、これらの者に対する迅速・丁寧な対応に努める。

1 局署一体となった迅速・適正な決定及び長期未決事案の発生防止への取組。

局において定期的に事務指導等を実施

2 相談者に対しては各種パンフレットを活用して、請求できると思われる各種給付について漏れのないよう適切な説明を実施。

また、請求書受付後3か月を経過した事案については、請求人に対して処理状況を説明する等、懇切・丁寧な対応を実施。

3 廃炉作業や除染業務等に従事し、被災後に帰郷された被災者に対しては、帰郷先へ赴いた上で調査を行う等、迅速・丁寧な対応を実施。

4 廃炉作業に従事する労働者へは、原発への新規入場時に、リーフレット「放射線被ばくによる疾病についての労災保険制度のお知らせ」を手交し、制度の周知を実施。

第3 労働行政の重点施策

3 職業安定行政の重点施策

(1) 非正規労働者への雇用対策の推進(正社員希望者に対する就職支援等)

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進のため、平成28年度～平成32年度の5か年間の計画として策定した「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、正社員に重点を置いた求人開拓及び非正規雇用求人の正社員求人への転換働きかけ等により、正社員求人の確保を図る。

また、不本意ながら非正規雇用で働く者の正社員転換を事業主に働きかけるとともに、非正規雇用であった求職者に対して正社員求人へ応募するメリットを説明し、担当者制等による極め細やかな職業相談や応募書類の作成指導等に取り組み、積極的なマッチングを図る。

1 「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成28年3月策定)により、平成29年度目標の安定 所による正社員就職・正社員転換数18,307人、安定所における正社員求人数を84,040人として、正社員就職等の実現に向けた取組を推進。

○正社員求人数(平成29年12月末現在)

正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により、63,917人分の受理。

* 目標進捗率 76.1%(63,917/84,040)

○正社員就職件数(同上)

正社員求人へ応募するメリットの説明や担当者制や応募書類の作成指導等のきめ細やかな職業相談の取組等により、13,143人が就職。

○キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者数

215人(平成29年12月末現在)

* 目標進捗率 73.0%(13,358/18,307)

2 「正社員就職強化月間」の取組み

平成29年10月から11月にかけて「正社員就職強化月間」を設け、正社員就職の更なる促進を図った。ハローワークにおける積極的・能動的マッチングの推進、安定所長等幹部職員による他の行政機関と連携した経済団体等への要請等を行った結果、12月末現在の県内の就職件数に占める正社員就職の割合は54.09%(全国計48.66%)となり、前年同期を上回った。

行政運営方針

第3 労働行政の重点施策 3 職業安定行政の重点施策

(2) 若者の就業環境の整備

① ユースエール認定事業・若者応援宣言事業

一定の数値基準を満たす、若者の採用育成に積極的で雇用管理が優良なユースエール認定企業の普及拡大に努め、雇用管理改善等の取組を促す。

また、若者の県内企業への就職を促進するため、詳細な採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する若者応援宣言企業の更なる普及拡大・情報発信の強化を図る。



平成29年度の主な取組

1. ユースエール認定制度の普及拡大

昨年度は、あらゆる機会を捉えての広報活動及び積極的な訪問による制度案内・申請勧奨を行ったことにより、年間7社を認定することができた。今年度も年度当初より、県内ハローワークで受理したすべての大卒等求人(6月からは高卒等求人)の青少年雇用情報を確認、要件を満たしていることが見込まれる企業を抽出、データ化して計画的かつ積極的に、数多くの企業を訪問、制度の案内、申請の勧奨を行った。その際、管轄ハローワーク担当者も同伴させ、次回以降、ハローワーク単独で訪問勧奨できるよう指導を行った。

また、抽出した「要件を満たしていると見込まれる企業」については、定期的にハローワークに連絡、ハローワークシステムの共有フォルダに「ユースエール候補事業所リスト」に掲載し、情報を共有、各ハローワークによる積極的訪問勧奨を促した。

その他、事業主が多数集まるセミナー及び各種就職面接会での周知広報を行った。その結果、今年12月末現在で、10社もの企業を「ユースエール認定企業」として認定することができた。

* 認定企業数 平成27年度 1社

平成28年度 7社

平成29年度(12月末現在) 10社

計 18社

2. 若者応援宣言事業の普及拡大

若者応援宣言事業についても、各ハローワークにおいて、昨年度宣言した事業所に対しては更新を促し、新規の勧奨も継続して行った。

また、ユースエール認定勧奨の際、条件を満たさなかった事業所に対して、当該事業宣言を促した。

平成29年12月末までの実績 269社

※昨年度合計329社



第3 労働行政の重点施策 3 職業安定行政の重点施策

(2) 若者の就労環境の整備

② わかものハローワークによる支援

フリーターなどの正規雇用化のための支援拠点である福島わかものハローワークにおいて、担当者制による支援や、トライアル雇用や「ジョブ・カード」によるキャリアコンサルティングを活用した職業訓練への誘導など一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供する。

また、ニート等の若者に対し、地域若者サポートステーション等と連携し、個々の状況に応じ、職場体験等各種プログラムや中退者支援等を通じ、職業的自立に向けた支援を実施する。

福島わかものハローワークにおいては、臨時的な仕事を希望する者も含め、正社員で就職することが適当であると判断した者について、担当者制と、予約相談を実施し、正社員就職に向け集中的な支援を行っている。

また、フリーター等職業経験の浅いものに対しては、トライアル雇用求人への応募を促すなど、窓口において助言・指導を行っている。

* フリーター正社員就職件数

平成28年度(総数) 5,497件

平成29年度(12月末) 5,389件

※昨年12月末 3,832件(1,557件増)

地域若者サポートステーションとは、密な連携をとっており、対象者ごとケース会議を開催、情報の交換、共有を図り、職業的自立に向けた就業支援を行っている。

また、ハローワーク職員とサポートステーション職員で高校を訪問し、中退希望者などの状況を確認するなどの取組みを行い、該当する生徒に対して、アウトリーチ型相談を行った。

③ 「ふくしま高校生・大学生労働局」サイトの開設

これからの福島の産業を担う高校生や大学生等在学生及び既卒者等に対して、就職活動を総合的に支援するサイト「ふくしま高校生・大学生労働局」を開設、採用選考スケジュールや求人票の見方、労働法規等、様々な就職に関する疑問をワンストップで解決するサイトとして、若者の就職活動を幅広く支援する。

平成29年12月20日「ふくしま高校生・大学生労働局」サイトを開設。高校生・大学生等、既卒者、保護者、高校教諭向けの就職に役立つ情報を、それぞれバナーを設置して掲載、また福島県内の企業の社長からのメッセージとして、求める人材像や福島の魅力、先輩からのメッセージなどを掲載し、学生等の就職意欲を喚起する内容とした。

* 主な内容

- ・就職活動タイムスケジュール(高卒、大卒等)
- ・求人票の見方・面接の受け方・就職面接会等情報
- ・労働条件(労働基準法)・アルバイトの労働条件
- ・上手な自己表現・ビジネススマネー
- ・新卒応援ハローワークのイベント開催日程
- ・高校生の就職環境について(保護者、教諭向け)
- ・会社社長からのメッセージ
- ・悩み別相談先 等

第3 労働行政の重点施策

3 職業安定行政の重点施策

(2) 若者の就業環境の整備

④ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組み

新卒一括採用の慣行の中で、新規学卒時のトラブルは、職業生活に長期的に影響を及ぼすおそれがあることから、就業を継続する上で問題を抱えることが懸念される労働関係法令違反の求人者からの新卒者求人については受理しないこととし、新規学卒者等に紹介することがないようにする。

また、わかものハローワーク及び新卒応援ハローワークの「在職者向け相談窓口」の相談体制を強化するとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある場合は、労働基準監督署に情報提供をする。

なお、求人条件相違の申出等があった場合は、迅速な事実確認を行い、必要に応じ指導等を行うとともに、「ハローワーク求人ホットライン(求職者用)」について周知をさらに進める。

労働基準監督署においては、ハローワークから受けた情報や「労働条件相談ほっとライン」で受けた相談・情報により、監督指導等を実施するなど、事案の内容に応じて必要な対応を行う。

1. 労働関係法令違反事業所の求人不受理

労働基準法や最低賃金法、男女雇用機会均等法において、不受理要件の対象条項に該当する違反を行った事業主については、学卒求人の不受理又は求人保留を行うこととしているが、是正勧告事案については、本省から週に一度、ハローワークシステムを通じて連絡がある「求人不受理候補事業所データ」にて、本県対象事業所が掲載されていた場合は、都度管轄ハローワークに連絡し、学卒求人提出の有無の確認を行い、提出のある場合は、管轄労働基準監督署に事実の確認を行い、事実であれば通達に則り、求人保留及び不受理対象期間中の求人不受理を行うこととしている。

また、28福島労働局0905第3号「都道府県労働局における労働基準部と職業安定部との連携に当たって留意すべき事項について」に基づき、安定部から基準部へ公表事案の確認及び情報提供を受けることとしている。

2. わかものハローワークにおける「在職者向け相談窓口」の相談体制強化

福島わかものハローワークにおいては、「在職者相談窓口」の看板を掲げたコーナーを設置し、在職者の職業相談の他に、現在の職場環境の不满等があれば併せて相談を行い、労働基準法令関係違反があると思われるケースについては、わかものハローワークから労働基準監督署へ情報提供を行うこととしている。

なお、求人条件相違の申し出に対しては、全所一貫して事業主に対して事実確認を行うことを徹底し、相違がある場合には、指導を行い、是正されなければ求人保留などの措置を行うこととしている。

行政運営方針

第3 労働行政の重点施策

3 職業安定行政の重点施策

(3) 障害者雇用対策の推進

民間企業における県内の雇用障害者数が過去最高となり(平成28年6月1日現在)、障害者の実雇用率は1.90%と前年度より0.06ポイント改善し、また法定雇用率を達成している民間企業の割合も53.6%と前年度より3.1ポイント改善する等障害者の雇用は着実に進展している。

しかし、障害者の実雇用率は法定雇用率の2.0%を下回っており、未達成の民間企業も約半数あることから、企業の指導を継続するとともに公的機関に対しても引き続き必要な指導を行う。

また、障害者への就労促進のため、障害特性に応じたきめ細かな職業相談と就職後のフォローアップとして定着指導に努める。その際、ハローワークが中核となり障害者職業センター、障害者生活・就業支援センター、福祉施設、特別支援学校・医療機関など地域の関係機関が連携し、就職の準備段階から職場定着までの一貫したチーム支援を行う。

平成28年4月から施行された改正障害者雇用促進法に基づき「障害者の差別禁止」、「合理的配慮の提供義務」については、着実な施行に向け事業所等へ積極的に周知・啓発を行う。また、障害者の差別や合理的配慮提供に関する相談に対し、迅速かつ円滑に対応し、事案に応じて必要な助言・指導を行う。

平成29年度の主な取組

- 1 ハローワークによるきめ細かな職業相談の実施による**就職・職場定着支援の実施**。
○ 就職件数(29.12月末現在)997件。(前年同月比3.5%増) ※ 年間目標:1,293件
- 2 法定雇用率達成指導
○ 雇用ゼロ企業や不足数1人の企業、企業規模が100人以上200人未満等について重点指導企業に選定し、第3四半期までに245企業を訪問、65企業が雇用率を達成。
- 3 障害者就業・生活支援センター連絡会議の開催。
○ 平成29年7月12日及び平成30年1月24日に6センターの関係者を参集し開催。
- 4 平成30年4月から実施される「障害者法定雇用率の引き上げ(2.0%から2.2%へ)」について周知・広報の実施。
○ 幹部職員との訪問による周知広報(9ヶ所)。
○ 労働局ホームページへの掲載。
○ ホスター、リーフレットの送付(約600事業所)。
○ 12月以降、雇用保険被保険者数40~50人規模の企業に対し周知ハガキの送付。
- 5 一般労働者向けの「精神・発達障害者ごととサポーター養成講座」を開催。
○ 平成29年9月22日に福島会場(福島市)にて労働者84名に対し開催。
○ 平成29年11月17日にいわき会場(いわき市)にて労働者64名に対し開催。
○ 平成29年12月8日に郡山会場(郡山市)にて労働者71名に対し開催。
- 6 障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る専用相談窓口を設置。
- 7 障害者就職面接会の開催(県内7会場)。(就職者数は平成29年12月末現在)

会場名	開催日	参加企業数	参加者数	就職者
白河	H29.10.5	21社	84人	18人
須賀川	H29.10.11	22社	69人	11人
福島	H29.10.12	28社	126人	20人
郡山	H29.10.17	45社	227人	36人
会津若松	H29.10.18	28社	117人	22人
いわき	H29.10.19	31社	143人	14人
相双	H29.10.26	19社	43人	11人
合計		194社	809人	132人

- 8 精神障害者雇用促進セミナーの開催(県内7会場)。
○ 須賀川会場(1/19)、平(1/25)、会津若松会場(1/26)、福島会場(2/5)、白河会場(2/5)、相双会場(2/9)、郡山会場(2/23)

第3 労働行政の重点施策

3 職業安定行政の重点施策

(4) 高齢者の雇用対策の推進

高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講ずるよう事業主に対して指導を実施する。違反企業に対しては、高齢者雇用アドバイザー制度や高齢者雇用に関する助成金制度の周知を行い早期導入について推進する。

ハローワーク福島・平に「生涯現役支援窓口」を設置し、55歳以上（特に65歳以上）の高齢求職者の就職支援に取り組む。

1 平成28年4月からハローワーク福島に、更に平成29年4月からはハローワーク平に「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上の高齢求職者に重点を置いた就職支援を実施。

○65歳以上の就職件数（生涯現役支援窓口）（4月～12月の実績）
・就職件数83件（年間目標109件）
・目標進捗率76.1%

2 平成29年6月1日現在の高齢者雇用状況報告書に基づく違反企業の把握及び指導の実施。

○県内に主たる事務所を置く従業員規模30人以上企業（2,613社）に対し、本省から調査依頼。

○ハローワークに提出のあった雇用状況報告書（2,400社）により違反企業（16社）の把握を行い、高齢者雇用確保措置を講ずるよう随時指導を実施。
指導の結果、12月末現在で違反企業16社中、12社が実施済となった。

3 高齢者雇用確保措置指導業務担当者会議の実施。

○5月24日、ハローワークの高齢者雇用確保措置担当の雇用指導官を集め、今年度の雇用確保措置指導業務の具体的な取組方針・内容等についての事務打合せを行う担当者会議を開催した。

4 ハローワーク雇用指導官と高齢者雇用アドバイザー（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が委嘱・配置する）とが連携した指導の実施

○高齢者雇用確保措置等の指導のため、雇用指導官と高齢者雇用アドバイザーの同行訪問の実施。4月～12月において94件の同行訪問を実施。

○5月24日の雇用指導官を集めた担当者会議の後に高齢者雇用アドバイザーとの合同会議を開催し、意見交換等により連携を深めた。

5 ハローワークにおける、求人申込み時及び助成金申請時等に把握した違反企業の指導を随時実施。

第3 労働行政の重点施策
3 職業安定行政の重点施策

(5) 子育てする女性等に対する雇用対策の推進

ハローワーク福島・平・会津若松・郡山に設置されているマザーズコーナーにおいて、キッズコーナーの併設等子育て中の女性等が来所しやすい環境を整備するとともに、仕事と子育てを両立しやすい求人確保や専門相談員による相談・情報提供を推進し、就職支援の充実を図る。

また、託児付き就職支援セミナー等を開催し、職業能力の向上や保育情報等の提供に取り組み、早期の就職支援を図る。

さらに、「子育て女性等の就職支援協議会」を開催し、就職支援状況及び子育て支援サービス等について、自治体等関係機関と情報共有・意見交換等を行い、マザーズコーナーでのワンストップサービスの充実を図る。

1 子育てをしながら早期の就職を希望する者等を重点支援対象者及び担当者制として各種就職支援を実施した。

- ①担当者による重点支援対象者数 921人(平成29年12月末現在)
- ②上記の支援対象者の就職者数 842人(同上)
- ③上記の支援対象者の就職率 91.4%

2 小さな子供連れの求職者に配慮した託児サービス付き就職支援セミナーを開催した。

- セミナーの開催回数 15回(平成29年12月末)
- セミナーの参加者数 107人(同上)

3 「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会(6月26日)及び「地域子育て女性等の就職支援協議会」(福島11/29、平7/28、会津若松7/25、郡山8/8)を開催し、自治体等関係機関と情報共有・意見交換等を実施した。

第3 労働行政の重点施策

3 職業安定行政の重点施策

(6)生活困窮者対策の推進

生活困窮者に対して、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる担当者制の就職支援を行う。また、福祉事務所への定期的な巡回相談を行い、就労支援体制を整備するとともに、自治体において実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種施策との連携を図りつつ就労支援を行う。さらに、ひとり親への就業支援を強化するため、児童扶養手当受給者が現況届を提出する8月の時期に、各地方自治体に臨時窓口を設置し、「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施する。

国（就労支援）と自治体（福祉）の協働で行う一体的実施事業として県内2ヶ所（郡山市（平成25年10月）、福島市（平成27年7月））に設置したハローワークの常設窓口において、ワンストップ型の就労支援を行う。

1. 「生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議」を開催。

第1回 4月27日

29年度目標値及び要領改正部分を中心に指示、伝達を実施。

第2回 11月22日

29年度上半期に係る実績評価・分析及び下半期の目標を立案。

・支援対象者（年間目標）	1,180人
（12月末現在）	1,262人
・就職者数（年間目標）	760人
（12月末現在）	860人

2. 「福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を5月23日に開催。29年度の事業実施計画等の議題について、国、県、県社協による協議を実施。

3. 8月の「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」の効果的な実施に向け、地方自治体との協力体制の構築について、5月22日に各所宛の通知を发出。

○8月キャンペーンの実績（11市2町にて実施）

・相談件数・・・69人

・うち支援対象者・・・36人

4. 1月23日「平成29年度福島県生活困窮者自立支援連絡協議会」に出席。

第3 労働行政の重点施策

3 職業安定行政の重点施策

(7) 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

全国ネットワークの求人・求職情報の提供により、労働市場全体としてマッチング機能を強化するとともに、地方自治体が行う雇用対策の充実のための環境整備を図る。

地方自治体による地方創生の取組については、魅力ある仕事づくり(しごと創生)と人材の育成・定着(ひとの創生)を図る地域雇用対策の推進に必要な情報や助言などをより積極的に行うとともに、地方自治体の雇用施策に関する情報や要望を把握し、地方自治体と相互の連携基盤を一層強化する。また、地方自治体(民間人材ビジネスに委託する場合を含む。)が希望する場合に、ハローワークの求人・求職情報をオンラインで提供する。

【求人情報オンライン提供】

平成29年12月末時点で16団体(※1)が利用。
(※1)

- 特定地方公共団体…7団体
- 地方自治体自ら無料職業紹介を行わず、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う場合…2団体
- 職業紹介事業を行わない地方自治体のうち、就職のための各種支援を周知・広報などすることを目的として求職者へ働きかけを希望する地方自治体…7団体

【求職情報オンライン提供】

平成28年3月22日よりオンライン提供を開始し、5団体(※2)が利用。
(※2)

- 特定地方公共団体…2団体
- 地方自治体自ら無料職業紹介を行わず、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う場合…1団体
- 職業紹介事業を行わない地方自治体のうち、就職のための各種支援を周知・広報などすることを目的として求職者へ働きかけを希望する地方自治体…2団体

行政運営方針

第3 労働行政の重点施策 3 職業安定行政の重点施策 (8) 地域雇用対策の推進

「実践型地域雇用創造成業」の活用促進等により、雇用情勢が厳しい地域等における自治体の創意工夫を活かした雇用創出・人材育成の取組を支援する。

また、雇用情勢が特に厳しい地域において、事業所の設置・整備にあわせて地域求職者を雇入れた事業所に対して助成される「地域雇用開発奨励金」を活用し、雇用開発に取り組み事業主を支援する。

平成29年度の主な取組

- 1 各自治体へ実践事業の制度周知、応募勧奨
 - 厚生労働省において開催された「実践型地域雇用創造成業説明会（平成30年度応募地域向け）へ参加勧奨を行った。（6月23日開催）
 - 実践型地域雇用創造成業対象地域（22自治体）へ
 - 29年度第2次募集周知・案内（平成29年6月23日）
 - 30年度第1次募集周知・案内（平成30年1月9日）
 - 実践型地域雇用創造成業シンポジウム（厚生労働省主催）への参加（10月12日、13日）

※実践型地域雇用創造成業の対象地域

（次の①、②いずれかに該当する地域）

- ① 最近3年間(平均)又は最近1年間の地域の一般又は常用有効求人倍率が全国平均(1)を超える場合には1とする。0.67未満である場合には0.67以下であること。
- ② 最近3年間又は1年間の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること。

- 2 県内5か所で開催された、福島広域雇用促進支援協議会主催の「雇用に係る支援制度研修会及び人材獲得セミナー」において、助成金制度の周知・説明を行った。

（6月15日、21日、28日、7月4日、7日）

第3 労働行政の重点施策

3 職業安定行政の重点施策

(9) 失業なき労働移動の実現

離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現するため、「労働移動支援助成金」の周知に努めるとともに、(財)産業雇用安定センターとの連携を図りながら労働者の再就職を支援する事業主からの個別の相談に適切に対応し、助成金の適正支給に努める。

○県内5か所で開催された、福島広域雇用促進支援協議会主催の「雇用に係る支援制度研修会・人材獲得セミナー」において、助成金制度の周知を行った。

(6月15日、21日、28日、7月4日、7日)

○企業整備で相談のあった10人以上の事業所30社(695名)に対し、助成金制度の周知を行うとともに、(財)産業雇用安定センターで行っている各種支援を説明し活用を促した。

○労働移動支援助成金支給実績(12月末現在)
13件

○企業整備状況(整備人員10名以上)
29年度(12月末)・・・30社(695名)
28年度(12月末)・・・43社(1,012名)

第3 労働行政の重点施策
3 職業安定行政の重点施策

(10)ハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価

ハローワークのマッチング業務の成果を表す指標の目標達成状況等による評価と、マッチング機能が機能の強化のためハローワークが行う取組(項目)の実施状況等による評価を総合的に評価することにより、継続的な業務の改善を図る。

【主要指標の状況】

- 就職件数
 - ・年間目標件数 32,720件
 - ・4月～12月の実績 24,299件(進捗率74.3%)
- 求人充足数
 - ・年間目標件数 31,990件
 - ・4月～12月の実績 23,314件(進捗率72.9%)

○雇用保険受給者の早期再就職件数

- ・年間目標件数 8,376件
- ・4月～11月の実績 6,282件(進捗率75.0%)

【補助指標の状況】

- 求人に対する紹介率
 - ・年間目標値 22.8%
 - ・4月～12月の実績 21.5%(目標比:94.3%)
- 求職者に対する紹介率
 - ・年間目標値 23.7%
 - ・4月～12月の実績 22.1%(目標比:93.2%)

主要指標については、ハローワークの中核をなす業務であり、当該業務の成果向上のため、特に①求職者担当者制による個別支援の実施、②求職者が求める条件を的確に把握し、積極的なマッチングの実施、③求人担当者制の推進を図り、早期充足及び未充足求人のフォローアップ等を実施した。また、補助指標については、マッチング数の向上を図るため、紹介スキル向上作戦による能動的マッチング数の向上に取り組んだ。

第3 労働行政の重点施策 3 職業安定行政の重点施策

(11) 雇用保険制度の安定的運営

雇用保険受給資格者の早期再就職に向けた取組を推進するとともに、電子申請事務センターを設置し、電子申請の利用促進を進めるとともに、雇用保険制度の適正な運用を図る。

また、雇用保険制度の一層の周知、確認の徹底により不正受給防止に努め、併せて、不正受給により生じた返納金債権等について、適切な回収及び適正な債権管理業務を行う。

さらに、平成28年1月から開始されたマイナンバー制度によりハローワークで取り扱う個人番号を始めとする個人情報 の 厳 正 な 管 理 を 行 う。

1 雇用保険受給者の早期再就職支援の取組

雇用保険受給者の早期再就職の取組を各ハローワークが状況を確認し適切に各種施策を行えるように、毎月のハローワーク別再就職状況(残日数2/3以上で就職した者)を提供している。

【実績】

早期再就職件数 6,285件(H29.4～11)

2 雇用保険各種手続の電子申請率向上に向けた取組

昨年7月より取組を開始した「福島労働局電子申請推進計画」の取組期間を6ヵ月延長し平成29年6月まで実施した。

電子申請率 雇用保険資格取得届14.0%

(29.4～12) 雇用保険資格喪失届15.2%

福島労働局雇用保険電子申請事務センターを本年10月に開設し福島労働局内の公共職業安定所に電子申請で提出された雇用保険被保険者資格取得届並びに資格喪失届の審査事務を集中的な処理を行っている。

3 不正受給調査対象者の把握及び返納金債権の管理

毎月、各ハローワークより不正受給調査対象者一覧の報告を求め、調査処分状況の把握を行っている。

また、返納金債権については各ハローワークから四半期毎に滞納債権に係る管理・保全状況の取組報告を求め管理している。

4 マイナンバーの取得の徹底と個人情報の厳重な管理

マイナンバーを記載すべき項目がある届出の受理にあたっては、記載についての周知を行いマイナンバーの取得に努め、マイナンバーを活用した他の行政機関からの情報照会に支障が生じさせない取り組みを行った。

また、取得したマイナンバー情報はシステム入力処理後はマイナンバー欄をマスキングし、色を指定したファイルで行い保管理にあたっては施錠できるキャビネット等での保管を徹底している。

第3 労働行政の重点施策

3 職業安定行政の重点施策

(12) 労働力需給調整事業の適正な運営の推進

職業紹介事業・労働者派遣事業が適正に運営されるよう法制度の周知、指導監督、許可申請・届出等の審査確認を適切に実施する。

なお、改正労働者派遣法（平成27年9月30日施行）に伴い、届出制であった旧特定労働者派遣事業から許可への切換えを行う事業主に対して、暫定的な配慮措置の内容を含む申請手続き方法等について、丁寧な説明及び助言等を行い、早期の許可申請を勧奨する。

また、指導監督に当たっては、労働基準行政との緊密な連携を図る。

1 労働力需給調整事業の適正な運営の推進

① 職業紹介事業にかかる法制度周知

○ 定期指導等において、法令を遵守した事業運営について指導実施。

○ 経済団体等に対して「改正職業安定法」の総論的な内容の周知を実施

7/13 福島県中小企業団体中央会

福島県商工会議所連合会

福島県商工会連合会

連合福島

7/26 福島県経営者協会連合会

○ 職業紹介事業所に対して「適正な運営のためのセミナー」をビッグパレットふくしまにおいて開催し、「改正職業安定法」の概要等を周知

参加者：117社 128名（9/25）

○ 上記経済団体等に対して「改正職業安定法」の平成30年1月1日施行に特化した内容の周知を実施（10/31、12/13）

② 労働者派遣事業にかかる法制度周知

○ 定期指導等において、平成27年労働者派遣法改正内容を周知。法改正により、旧

特定労働者派遣事業から許可への切換えを行う事業主に対して、予約制の事前相談による丁寧な説明、助言を行い、早期の許可申請を勧奨

○ 福島県労働基準協会発行の「福島労働基準」に早期許可申請の勧奨にかかる記事を掲載（平成29年12月号）

○ 労働者派遣事業所に対する「労働者派遣事業適正化セミナー」を県内4会場で開催（10/12 いわき市、10/17 福島市、10/25 会津若松市、11/2 郡山市）

(13) 公正な採用選考システムの確立

「公正採用選考人権啓発推進員」制度を活かし、全国高等学校統一用紙等の適正な応募書類や採用選考時の不適切な質問等の啓発・指導を推進する。

2 公正な採用選考システムの確立

① 学卒求人受理説明会時における啓発

県内全ハローワークで、6月の高卒求人受理開始を前に開催している「学卒求人受理説明会」において、公正な採用選考及び適正な応募用紙による選考を行うよう募集予定事業者に対して啓発を実施した。

② 公正採用選考人権啓発推進員研修の実施

1月24日（水）とうほう・みんなの文化センター（福島市）、1月26日（金）白河文化交流会館コミネス（白河市）において、「公正採用選考人権啓発推進員研修」を開催し、会場に参集した150社の企業の推進員に対し、公正採用の重要性、適正な面接の例などについての説明・教示を行った。

第3 労働行政の重点施策

4 職業能力開発行政の重点施策

(1) 求職者支援訓練・公共職業訓練の推進と訓練修了者への就職支援

① 求職者支援訓練及び公共職業訓練の推進

福島県、機構福島との連携を一層強化するため、福島県地域訓練協議会において、求職者支援訓練と公共職業訓練の実施に係る総合的な地域職業訓練計画を策定し、地域のニーズを踏まえた訓練コース設定により、地域に必要な人材育成を推進する。

1. 公的職業訓練(ハورتレーニング)の周知

公的職業訓練(求職者支援訓練と公共職業訓練の総称)の愛称「ハورتレーニング〜急がば学べ〜」による求職者等への積極的な周知を実施した。

局HPの訓練情報サイトによる周知、県内経済団体5団体へ会員事業所に対する人材開発支援策の周知依頼を行った。

ハローワークにおいては、雇用保険説明会、初回講習等を活用した訓練説明及び訓練施設見学を実施したほか、訓練情報の所内掲示・配架、自治体・スーパー・コンビニ等での配架に取組んだ。

このほか、昨年11月から実施されたハورتレーニングのワンストップ情報サービスにより、全国の公的職業訓練情報が一元的に提供されることの周知を行った。

2. 就職支援ナビゲーター等による就職支援

公的職業訓練修了者については、求人情報提供、来所相談への誘導のほか、訓練修了1か月前の来所相談を実施し、担当者制等による個別支援について積極的に取り組んだ。

3. 地域ニーズを踏まえた訓練計画に基づく訓練コースの策定、訓練コースの設定

9月20日に開催した「福島県地域訓練協議会ワーキングチーム」において、職種別求人・求職者数等を活用し地域ニーズを把握し、訓練コースの設定・改善について検討した。検討結果について取りまとめ、11月20日に開催した「福島県地域訓練協議会」で報告し承認された。

「福島県地域訓練協議会」による平成29年度訓練計画の実績の検証及び次年度計画の策定のため、11/20と2/28の年2回開催。

第3 労働行政の重点施策

4 職業能力開発行政の重点施策

(1) 求職者支援訓練・公共職業訓練の推進と訓練修了者への就職支援

② 訓練修了者への就職支援

(ア) 適切な受講あっせん

「ジョブ・カード」を活用したキャリアコンサルティング等を通じ、求職者の適切な訓練コース選択を支援するとともに、職業相談部門、求人部門との連携を強化し、訓練修了後の求人確保等の就職支援を踏まえた受講あっせんを行う。

また、求職者向けの訓練コース情報の提供、職業訓練説明会及び訓練施設見学の開催や県・市町村の広報媒体を活用した訓練情報の提供を通じ、求職者等への周知を図り、職業訓練の機会及び受講者の確保に努める。

(イ) 訓練修了者の就職支援

訓練受講中から求人情報の提供、訓練施設での就職支援セミナーをハローワークが行うなどの支援を行うほか、訓練修了1ヶ月前から訓練修了後3ヶ月の間に集中的な就職支援を行う。

職業訓練受講者リストにより未就職者を早期に把握し、担当者制による個別支援、習得スキルを活かせる求人の確保・提供、来所勧奨、求人情報提供、就職支援セミナーなどハローワークが行う就職支援メニューを活用し支援に努める。

1. 適切な受講あっせん

① 「職業訓練関係業務担当者会議」による指示

6/27に開催した上記会議において、ジョブ・カード等を活用した適切な訓練コースへの誘導及び訓練修了者への相談、求人部門と連携した就職支援について各ハローワークへ指示。

② 職業訓練の周知

県民に広く周知するため、福島労働局ホームページ等に訓練情報を掲載。

求職者等に周知するため、毎月、訓練情報一覧を作成し、福島県、機構福島、各ハローワークへ提供。

2. 訓練修了者の就職支援

① 求人情報の提供

訓練受講者への情報提供のため、訓練実施機関へ前日受理した求人情報一覧を送付。

② 就職支援セミナー、個別相談の実施

訓練実施機関へ出張し、希望者にセミナー（雇用情勢や応募書類記載、応募・面接時の心構え等説明）の開催や個別職業相談の実施。

③ 担当者制による個別支援

予約による個別相談の実施。求人情報、就職支援セミナー、キャリアコンサルティングなど各種支援メニューの提供。

④ 9月から委託訓練受講者について、訓練施設と連携し訓練修了1か月前（就職未内定者全員）にハローワークでの来所相談を実施している。

行政運営方針

第3 労働行政の重点施策

4 職業能力開発行政の重点施策

(2) ジョブ・カード制度の推進

個人のキャリアアップ及び多様な人材の円滑な就職等に活用するジョブ・カードについては、平成27年10月から個人の生涯を通じたキャリア・プラン及び職業能力証明のツールとしてその活用方法が見直された。ジョブ・カード制度の推進に当たっては、「福島県地域ジョブ・カード運営本部会議」において策定した福島県地域推進計画に基づき、当該運営本部構成機関と連携し、事業主等、求職者等、大学等に対し当該制度の周知・普及を推進する。

また、当該制度推進と併せ、雇用する従業員の職業能力の開発及び向上に取り組み、事業主等への人材育成支援策の周知と活用促進を図る。

平成29年度の主な取組

1. ジョブ・カード取得者状況

平成29年度年間目標4,250人

(平成28年度目標4,250人、取得数2,856人)

2. 周知・普及への取組

- ① 福島県労働基準協会5月号広報誌へジョブ・カード制度について掲載
- ② 県内大学等16校へ周知に係る協力依頼(5/15に学校長へ文書依頼)
- ③ 県内若者サポーターステーション5か所へ周知依頼
- ④ 8/21に開催された「ふくしま大卒等合同就職面接会」の配布資料へ掲載
- ⑤ 福島労働局HPへの掲載
- ⑥ 各ハローワークにおけるポスター掲示、リーフレット等の配付
- ⑦ 福島県地域ジョブ・カード運営本部会議の年2回開催による普及の働きかけ
(6/15、2/28開催)

第3 労働行政の重点施策

4 職業能力開発行政の重点施策

(3) 技能検定制度の推進

技能検定は労働者の雇用の安定、円滑な再就職、労働者の社会的な評価の向上などに重要な役割を有するところから、その効果的・効率的な実施を進めたい。福島県及び福島県職業能力開発協会と連携し、事業主、求職者等に対し技能検定の周知・広報を推進する。

1. 技能検定

働く人々の有する技能を一定の基準により検定し国として認定する制度で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として職業能力開発促進法に基づき実施されている。(技能検定職種112種)
うち福島県職業能力開発協会が実施する福島県ものづくりマイスター認定職種35職種、延べ認定者184人。(平成29年3月末現在)

2. 「福島県若年技能者人材育成支援等事業連携会議」への参画

事業主体である福島県職業能力開発協会が主催する同会議への出席。

3. 上記事業の周知・広報

福島県、福島県職業能力開発協会と連携し、各ハローワークでのポスター掲示やリーフレット等の配付。

行政運営方針

平成29年度の主な取組

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(1) 働き方改革の推進

労働行政の重点施策であることから、福島県及び「福島県魅力ある職場づくり推進会議」構成団体と連携しながら、「福島県雇用対策協定」及び「福島県魅力ある職場づくり推進会議確認事項(2016年)」の推進のため、引き続き、労使団体への要請、県内有力企業トップへの働きかけ、「福島県魅力ある職場づくり特設サイト」による情報発信等を行う。

(労働行政の重点施策に記載済)

仕事休もつ計画
1月4日と5日を休んで11連休に!

【キッズスイーク】

仕事休もつ計画
10月には年次有給休暇取得促進期間です

労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう

1) 導入のメリット
2) 導入期
3) 目標
4) 運用方法

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(2) 女性の職業生活における活躍の推進

平成28年4月に施行された女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について、301人以上の義務企業はもとより、努力義務である300人以下の企業においても取組がなされるよう、制度の周知啓発を行うとともに、各企業の実情に応じた自主的かつ積極的な女性活躍推進の取組促進に向けた事業主への支援を行う。

また、同法に基づく「えるぼし」認定制度の一層の推進を図る。

(労働行政の重点施策に記載済)

えるぼし 認定マーク

3段階目



2段階目



1段階目



第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(3) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

平成29年1月に施行された改正育児・介護休業法の履行確保を図るため、事業主に対し、計画的に社内規定の整備指導を行う。また、非正規労働者が育児・介護休業を取得しやすい職場環境の整備を推進するとともに、育児・介護休業に関する相談には迅速に対応し、紛争解決援助制度に基づく紛争解決援助、積極的な指導を行う。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の計画期間が終了した企業に対し、次期行動計画の速やかな策定、届出、外部への公表及び従業員への周知を行うよう指導するとともに、一般事業主行動計画の策定等が努力義務である100人以下の企業に対し、行動計画の策定支援を行うとともに、「くるみん」認定制度の一層の推進を図る。

1. 育児・介護休業法の履行確保のための事業所に対する訪問指導(同法第56条に基づく報告の徴収)の実施および労働者からの相談・通報に対する適切な援助等対応。

○育児・介護休業法関係是正件数 347件

【参考】平成28年度の状況

○育児・介護休業法関係相談件数 1914件

2. 育児・介護休業法改正(H29. 10. 1施行)について県内4会場にて改正法の説明会を開催。

○7月10日 いわき市 ○7月18日 郡山市

○7月25日 会津若松市 ○8月3日 福島市

3. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の義務企業(労働者101人以上)に対する策定届提出の確実な実施および努力義務企業への支援を実施。

○提出状況(12月末現在)

・義務企業 589社中588社(提出率99.8%)

・努力義務企業 352社

行政運営方針

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策等の推進

男女雇用機会均等法の履行確保のため、年間計画に基づき事業主に對する指導を行う。

平成29年度の主な取組

1. 男女雇用機会均等法履行確保のための事業所に對する訪問指導(同法第29条に基づく報告の徴収)の実施および労働者からの相談・通報に對する適切な援助等対応。

○ 男女雇用機会均等法関係是正件数 302件

【参考】平成28年度の状況

○ 男女雇用機会均等法関係相談件数 329件

行政運営方針 平成29年度の主な取組

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(5) パートタイム労働者の正社員転換・待遇改善等の取組

パートタイム労働法の確実な履行及びパートタイム労働者の働き・貢献に応じた正社員との均等・均衡待遇の確保等のため、報告徴収を計画的に実施するとともに、パートタイム労働者の雇用管理改善に取り組む事業主を支援する。

(6) 総合的ハラスメント対策の一体的実施

いわゆるマタニティハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントについては、一体的に、ハラスメントの未然防止を図る。また、労働者からの相談に対し迅速な対応を行い、紛争解決援助制度の活用を図るとともに、必要に応じ積極的な指導を実施する。

1. パートタイム労働法の履行確保のための事業所に対する訪問指導(同法第18条1項に基づく報告の徴収)の実施および労働者からの相談・通報に対応する適切な援助等対応。

○パートタイム労働法関係是正件数 337件

【参考】平成28年度の様況

○パートタイム労働法関係相談件数 22件

1. 「ハラスメント撲滅キャラバン」によるハラスメント特別相談窓口を設置し、併せて報道機関を通じた周知を行い、労働者からの相談に迅速に対応する体制を整備した。労働者からの相談の結果、法違反の事案があれば報告徴収を実施するなど積極的な事業所指導を行った。

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(7) 個別労働紛争の解決の促進

① 総合労働相談コーナーの適切な運営

総合労働相談コーナーにおいては、引き続き、労働関係の相談を広く受け付け、労働基準法等の法令違反に係る事案は担当する部署に適切に取り次ぎ、民事上の個別労働関係紛争については論点整理を行うほか、事案の内容に応じて口頭による助言等個別労働関係紛争に対する解決援助を行う。また、総合労働相談コーナーの機能強化を図るため、総合労働相談員に対して研修を実施する等により、その資質の向上を図る。

② 個別労働関係紛争解決促進法に基づく効果的な助言・指導及びあっせんの実施

助言・指導については、紛争の実情を踏まえつつ、積極的かつ迅速に実施する。また、助言を行う際には、可能な限り、労働契約法の条文や判例等を示し、紛争当事者の話し合いを促す等により、適正な解決を図る。あっせんについては、参加率の向上に努めるとともに、迅速な対応を図る。

③ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法関係の紛争解決の援助

上記法令に係る紛争については、当事者の意見を尊重しつつ、解決援助の迅速・簡便な実施を図り、円満な解決を支援するため必要な対応を行う。

1. 総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争に係る労働相談に対応する適切な対応

【参考】平成28年度の状況

○相談件数 17,339件
うち個別労働紛争関係 5,579件

2. 総合労働相談員に対する研修は、平成29年度は2回(6月12日、2月2日)実施。研修では、助言・指導の効果的かつ的確な実施についてグループ討議による事例研究等を実施するとともに、巡回指導も実施。

3. 個別労働関係紛争解決制度等を有する関係機関との連携強化を図るため、「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」を1回開催(7月7日)。

1. 総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争について、助言・指導およびあっせん制度の適切な説明と、助言・指導申出およびあっせん申請に対する適切な対応

【参考】平成28年度の状況

○個別労働紛争解決援助
助言・指導申出件数 34件
あっせん申請件数 48件

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(8) 最低賃金引上げに向けた事業者等の支援

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業、個々の企業の取組に対する助成事業及び業種別中小企業団体の取組に対する助成事業について周知し、円滑な実施を図る。

1. 最低賃金引上げ支援業務改善助成金の周知のため、助成金一覧表を作成し、前記の局幹部による企業訪問等において配布し、利用勧奨を実施。

2. 主催セミナーや社労士会主催の研修会の他、各種会合で助成金について説明、資料配布により周知。

3. 10月発効の最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業について、事業主団体等に対し、傘下会員企業への周知について協力依頼(29団体中7団体を訪問)するとともに、当局HPのトップページに専用バナーを開設して周知。

4. 福島県社会保険労務士会と平成29年4月3日に契約し、「福島県最低賃金総合相談支援センター」を開設。

センターに対し助成金等関係資料の提供、センター周知広報を実施。

また、福島労働基署(7月3回)、郡山労働基署(7月1回)、会津署(2月3回)において出張相談窓口を開設。



行政運営方針

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(9) 適正な労働条件整備のための対策等の推進

① 「多様な正社員」の普及・拡大

職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、事業主等が多数参加する会議等の機会を活用して、パンフレットを活用するなどにより、就業規則の整備等企業内のルールの制度化に向けた助言や助成措置の情報提供を行う。

平成29年度の主な取組

1. 「魅力ある職場づくり」のメニューの一つとして、非正規雇用の正社員転換推進に関する資料を作成し、前記の局幹部による企業訪問等において配布。
2. 報告徴収の企業指導時に、パート労働者の雇用管理と併せて多様な正社員の普及・拡大を図れるようパンフレットを配付。
3. 下記日程で開催した「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」において、パンフレットを配付。
〇7月10日 いわき市 〇7月18日 郡山市
〇7月25日 会津若松市 〇8月3日 福島市

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(9)適正な労働条件の整備

② 無期転換ルールの周知

有期雇用労働者の申込みにより有期労働契約から無期労働契約に転換する仕組み(無期転換ルール)について、引き続き、その内容の周知を図る。

1. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」において、無期転換ルール及び有期特措法について説明会を開催。

○7月10日 いわき市 ○7月18日 郡山市

○7月25日 会津若松市 ○8月3日 福島市

2. 無期転換ルール周知キャンペーンについて平成29年9月に報道機関、局HPにより周知し、併せて県、市町村に対し広報依頼を行い、関係機関、関係団体、大学に対し無期転換ルールの円滑な施行に向けた要請を訪問、文書にて実施。併せて 当局HPのトップページに本格施行までカウントダウンする特設バナーを開設。

3. 企業に対する訪問指導を実施した際に、無期転換ルール・有期特措法に基づく認定制度について説明。

4. 「非正規雇用労働者待遇改善支援セミナー」において、説明するとともに、個別相談会を実施。

○10月25日 福島市

○11月22日 郡山市

みなさん



「無期転換
ルール」
本格適用まで

あと
51 日
です!

※ 平成30年4月1日本格適用

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(9) 適正な労働条件の整備

③ 「医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進」

「医療勤務環境改善支援センター」において、医療労務支援事業における労働時間管理を中心とする労務管理全般にわたる支援等を、地域の関係団体と連携の上、円滑に実施する。

④ 「同一労働同一賃金」に向けた取組の推進

平成29年度より実施することとしている「非正規雇用労働者待遇改善支援事業」について、設置予定の「非正規雇用労働者待遇改善支援センター（仮称）」、労務管理の専門家による相談窓口、事業所訪問によるコンサルティング・セミナーの開催等、事業の円滑な実施を図る。

1. 福島県医師会と平成29年4月3日に契約。県医師会より、県社会保険労務士会に一部業務を再委託（相談業務等）。

事業の適正運営のため、7月14日に県医師会、県、県社会保険労務士会等が出席する運営協議会に参画し、事業の実施方法等を検討。

2. 福島県看護協会が行う「ワークライフバランス（WLB）推進委員会に委員として、同委員会が行う各種研修等において説明・資料配布を実施。

1. 平成29年4月より「非正規雇用労働者待遇改善支援事業」を福島県社会保険労務士会に委託し、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」（非正規センター）を設置。同一労働同一賃金に関する相談は、専門家（社労士）による相談、事業所訪問によるコンサルティングに対応している。相談の他に今年度に2回、非正規センター主催のセミナーを開催することとしている。

また、「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」において、非正規センターの職員が直接センターの設置について周知併せて利用勧奨を実施。

○7月10日 いわき市 ○7月18日 郡山市

○7月25日 会津若松市 ○8月3日 福島市

2. 「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」が開催する「非正規労働者待遇改善支援セミナー」において説明するとともに、個別相談会を実施。

○10月25日 福島市

○11月22日 郡山市

行政運営方針

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(10) 労働法制の普及等に関する取組

これから社会に出て働くことになる若者に対し、労働法制の基礎知識の周知等を図ることは、労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するとともに、若者の職業についての意識の涵養等に資するものである。

このため、大学生はもとより、高校・中学生等に対象を広げて労働法制の普及等に関するセミナー等の実施に取り組む。また、わかものハローワークにおいても同様の労働条件セミナー等を実施する。



平成29年度の主な取組

1 年度当初(4月)、県内の15大学等に対し労働法に関するセミナーの開催を依頼。

○セミナー開催実績

- ・大学(2)、短大(5)、高校(1)において実施(計8回)。
- ・わかものハローワークにおいて毎月1～2回開催。

2. 高校生、大学生、既卒者(若年者)、保護者、高校の教諭の対象別に就職支援等に関する情報をウェブサイトで提供する特設サイト「ふくしま高校生・大学生労働局」を開設。ワークルールに関する情報もわかりやすく提供。



行政運営方針

第3 労働行政の重点施策

5 雇用環境改善・均等推進に係る重点施策

(11) 使用者による障害者虐待の防止

障害者虐待事案の通報を受けた場合には、「障害者虐待防止法」に基づき福島県に通報するとともに、迅速かつ適正な権限行使を行う。

平成29年度の主な取組

1. 総合労働相談コーナーに対し寄せられた使用者による虐待に係る労働相談に対する適切な対応。
2. 労働基準部・職業安定部と連携し、県内の労基署・ハローワークが対応した使用者による障害者虐待事案の迅速な情報共有。
3. 福島県健康福祉部に対する障害者虐待防止法に基づく通報制度の迅速・適正な運用。

第3 労働行政の重点施策

6 その他の重点施策

(1) 労働保険制度

① 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働保険の未手続事業一掃対策については、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保及び労働者の福祉向上の観点から、関係行政機関、全国労働保険事務組合連合会福島支部と連携して、未手続事業場の把握に努め成立手続きを勧奨する。

「労働保険適用促進強化期間」においては、重点業種関連の業界団体、許認可等の権限を有する地方公共団体等に対して集中的に労働保険制度の周知広報の要請を行う。

また、パートタイム労働者の雇用保険への加入等、労働基準監督署及びハローワークでの指導、全国労働保険事務組合連合会福島支部主催の研修会に講師として参加するなど、あらゆる機会を捉えて、事業主に對する加入要件の説明を行い適正な加入促進に努める。

今年度の未手続事業場の一掃対策の推進について、年間目標に對する12月末の実績は次のとおりである。

- ① 未手続事業場把握の目標→1,520事業場
12月末結果 640事業場(42.1%)
- ② 成立手続き指導目標 →1,705事業場
12月末結果 562事業場(33.0%)
- ③ 自主成立の目標 → 695事業場
12月末結果 446事業場(64.2%)
- ④ 職権成立の目標 → 10事業場
12月末結果 0事業場(0%)

年間目標は、平成29年6月14日開催の第1回労働保険未手続一掃対策協議会で設定したものであり、全国労働保険事務組合連合会福島支部と連携して未手続事業場一掃対策を進めてきた。

なお、職権成立件数が0件なのは、督励の結果、自主成立となっているためである。

第3 労働行政の重点施策

6 その他の重点施策

(1) 労働保険制度

② 労働保険料等の適正徴収

労働保険料等の適正徴収に当たっては、事業主等に対し、労働保険制度に対する理解を促し、関係法令に従い労働保険料等の適正な申告・納付、口座振替納付制度の利用促進を図ると共に、労働保険料算定基礎調査等を厳格に行う。

労働保険は、労働者のセーフティネットであり、労働保険料は、財政基盤をなすことから収納率の向上にむけて滞納整理を積極的に取り組む。

平成28年度の労働保険料の収納率は98.33%と、平成27年度の収納率を0.03ポイント下回った。また、平成29年12月末の平成29年度の収納率は71.09%と前年同月の収納率を0.4ポイント下回っていることから、滞納整理に当たっては、引き続き高額滞納事業場及び複数年度にわたり滞納している事業場を重点に、実効ある計画に基づき実施する。

平成28年度の全国平均収納率である98.3%台を達成できるよう、引き続き納付督促を行った。

(参考)

平成27年度収納率 98.36%

平成28年度収納率 98.33%

(前年度比-0.03%)

① 収納率

平成28年度12月末現在 71.49%

平成29年度12月末現在 71.09%

(前年同期比-0.4%)

② 収納未済額

平成28年度12月末現在 99億3千200万円

平成29年度12月末現在 91億3千500万円

(前年同期比7億9千700万円減)

③ 滞納整理事業場数

平成28年12月末現在 3,528事業場

平成29年12月末現在 2,931事業場

④ 保険料領収金額

平成28年12月末現在 5,925万3,322円

平成29年12月末現在 4,079万4,656円

高額滞納(100万円以上)事業場及び複数年度滞納事業場に対しては、重点事業場とし、臨戸による納付督促を行い、納入計画書及び債務承認書を提出させた。

納付がない場合は、差押処分等の強制措置を実施した。

第3 労働行政の重点施策

6 その他の重点施策

(2)保有個人情報の厳正な管理

「厚生労働省が行う個人情報番号関係事務における特定個人情報等取扱規程」及び「厚生労働省保有個人情報管理規程」に基づき、福島労働局の保有する個人番号その他の個人情報の厳正な管理を徹底する。

福島労働局で保有している個人情報は、個人々の生活に密着した秘匿性の高い情報であり、厳格な保持が求められることから、その漏えい、紛失、毀損等を防止するための措置等を職員に十分理解させるため、研修等による意識啓発・注意喚起を行う。

署所長合同会議(4月7日及び11月13日)において、各所属長に対し、個人情報等の管理について徹底を指示した。

非常勤職員を含む全職員に対し、個人情報漏洩防止の研修を実施し、局個人情報漏洩防止マニュアルの遵守、基本動作の徹底に努めた。

今期発生した3件の個人情報の情報漏洩については、局内で共有化を図り、速やかに再発防止対策を実施した。

第3 労働行政の重点施策

6 その他の重点施策

(3) 綱紀の保持

労働行政は、労使を始めとする国民の信頼を得て初めて業務が円滑に運営されるものである。このため、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程等を踏まえ、法令遵守内部点検や倫理研修の実施等により一層の綱紀の保持に努めるとともに、法令遵守委員会を効果的に運営し、行政運営全般を通じた法令遵守の徹底を図る。

署所長合同会議(4月7日及び11月13日)において、各所属長に対し、綱紀の保持について、徹底を指示した。

毎月の局議においても、法令遵守・公務員倫理の徹底について局長・部長から指示を行い、署所にも局議指示事項を伝達するとともに全職員に指導させた。

非常勤職員を含む新規採用職員に対しては、採用時に法令遵守・公務員倫理についての研修を実施した。